

独立行政法人国際協力機構  
フィリピン 貿易産業省

**APEC地域  
WTOキャパシティ・ビルディング  
協力プログラム  
〈フィリピン〉**

**ファイナル・レポート**

2004年3月

株式会社 UFJ総合研究所

## 序文

日本政府は、フィリピン政府の要請に基づき、同国に対し WTO キャパシティ・ビルディング協力プログラムを行うことを決定し、独立行政法人国際協力機構がこの協力を実施いたしました。

当機構は、2002年12月から2004年3月までの間、株式会社UFJ総合研究所の田中秀和氏を団長とし、同社から構成される調査団を複数回にわたり現地に派遣しました。

調査団は、フィリピン政府関係者と協議を行うとともに、現地調査、知識移転活動を実施し、帰国後の国内作業にて、これまでの活動結果およびそれを踏まえたさらなるキャパシティ・ビルディング活動の提案を取りまとめ、ここに本報告書の完成の運びとなりました。

この報告書が、フィリピンにおける WTO 関連キャパシティ・ビルディングの推進に寄与するとともに、両国の友好親善の一層の発展に役立つことを願うものです。

終わりに、ご協力とご支援をいただいた関係各位に対し、心から感謝申し上げます。

2004年3月

独立行政法人国際協力機構

理事 伊沢 正

◇◆◇ 略語・用語集 ◇◆◇

1. WTO 協定関係等

WTO	World Trade Organization	世界貿易機関
AFTA	ASEAN Free Trade Area	ASEAN 自由貿易地域
AFAS	ASEAN Framework Agreement in Services	ASEAN サービス協定
ASEAN	Association of South East Asian Nations	東南アジア諸国連合
APEC	Asia-Pacific Economic Cooperation	アジア太平洋経済協力
ASEM	Asia-Europe Meeting	アジア欧州会合
EU	European Union	欧州連合
IEC	International Electrotechnical Commission	国際電機会議
ISO	International Standardization Organization	国際標準化機構
WIPO	World Intellectual Property Organization	世界知的所有権機関
AD	Anti-dumping	アンチ・ダンピング
CVD	Countervailing Duties	相殺関税
DSU	Dispute Settlement Understanding	紛争解決了解
GATS	General Agreement on Trade in Services	サービスの貿易に関する一般協定
GATT	General Agreement on Tariffs and Trade	関税及び貿易に関する一般協定
GRP	Good Regulatory Practices	適正規制実施
MFN	Most-favored Nation	最恵国待遇
SCM	Subsidies and Countervailing Measures	補助金及び相殺措置
SG	Safeguard Measures	セーフガード措置
SPS	Sanitary and Phytosanitary Measures	衛生植物検疫措置
TBT	Technical Barriers to Trade	貿易の技術的障害

## 2. フィリピン政府関係機関等

BIS-DTI	Bureau of Import Services (Department of Trade and Industry)	輸入サービス局
BITR-DTI	Bureau of International Trade Relations (Department of Trade and Industry)	国際貿易関係局
BPS-DTI	Bureau of Product Standards (Department of Trade and Industry)	製品標準局
MIS-DTI	Bureau of Management Information System	情報システム管理局
DA	Department of Agriculture	農業省
DOT	Department of Tourism	観光省
DOTC	Department of Transportation and Communications	通信運輸省
DOE	Department of Energy	エネルギー省
DENR	Department of Environment and Natural Resources	環境天然資源省
PRC	Professional Regulation Commission	専門職業規制委員会
DTI	Department of Trade and Industry	貿易産業省
NEDA	National Economic Development Authority	国家経済開発庁
TC	Tariff Commission	関税委員会

## ◇◆◇ 目 次 ◇◆◇

<b>I. 序</b> .....	<b>1</b>
1. プログラムの背景・目的、範囲.....	1
1.1 プログラムの背景.....	1
1.2 プログラムの目的.....	2
1.3 プログラムの範囲.....	3
2. プログラム実施の概要と報告書の構成.....	5
2.1 プログラムの基本方針.....	5
2.2 プログラムの構成.....	7
2.3 フィリピンにおける活動.....	11
2.4 報告書の構成.....	13
<b>II. 現状と課題</b> .....	<b>15</b>
1. 貿易の現状と WTO 協定との関わり.....	15
1.1 フィリピンにおける貿易の現状.....	15
1.2 貿易政策における課題.....	17
2. 各コンポーネントにおけるキャパシティ・ビルディング活動の必要性.....	18
2.1 省庁間情報共有体制《コンポーネント 1》.....	18
2.2 農業／SPS 協定《コンポーネント 2》.....	23
2.3 サービスの貿易に関する一般協定（GATS）《コンポーネント 3》.....	29
2.4 SG／AD 協定《コンポーネント 4》.....	34
2.5 貿易の技術的障害に関する協定（TBT 協定）《コンポーネント 5》.....	46
2.6 アクションプラン策定《コンポーネント 6》.....	55
<b>III. キャパシティ・ビルディング活動</b> .....	<b>57</b>
1. 協力プログラムの全体像.....	57
2. 現地における活動.....	61
2.1 省庁間情報共有体制の強化《コンポーネント 1》.....	61
2.2 農業／SPS 協定に関する知識の向上《コンポーネント 2》.....	76
2.3 GATS の実施能力向上支援《コンポーネント 3》.....	82
2.4 SG／AD 協定実施能力向上《コンポーネント 4》.....	107
2.5 TBT 協定履行能力向上《コンポーネント 5》.....	119
2.6 アクションプラン策定《コンポーネント 6》.....	131
<b>IV. 提言</b> .....	<b>145</b>
1. 各分野に関する評価と提言.....	145

1.1 省庁間情報共有体制の強化《コンポネント 1》	145
1.2 農業／SPS 協定に関する知識の向上《コンポネント 2》	150
1.3 GATS の実施能力向上支援《コンポネント 3》	156
1.4 SG/AD 協定実施能力向上《コンポネント 4》	163
1.5 TBT 協定履行能力向上《コンポネント 5》	169
1.6 アクションプラン策定《コンポネント 6》	175
2. アクションプラン	181
2.1 省庁間情報共有体制の強化《コンポネント 1》	182
2.2 農業／SPS 協定に関する知識の向上《コンポネント 2》	183
2.3 GATS 実施能力向上《コンポネント 3》	184
2.4 SG/AD 協定実施能力向上《コンポネント 4》	185
2.5 TBT 協定履行能力向上《コンポネント 5》	186
<b>附属資料</b>	<b>187</b>
附属資料 A セミナー／ワークショップ・プログラム	187
農業／SPS 協定に関する知識の向上《コンポネント 2》	187
GATS 実施能力向上《コンポネント 3》	190
SG/AD 協定実施能力向上《コンポネント 4》	200
TBT 協定履行能力向上《コンポネント 5》	203
附属資料 B セミナー／ワークショッププログラムのアンケート結果	207
農業／SPS 協定に関する知識の向上《コンポネント 2》	207
GATS 実施能力向上《コンポネント 3》	214
SG/AD 協定実施能力向上《コンポネント 4》	245
TBT 協定履行能力向上《コンポネント 5》	249
アクションプラン策定《コンポネント 6》	257
附属資料 C 講師リスト	263
附属資料 D TA チームコンサルタントメンバーリストと再委託先	264
TA チームメンバー構成	264
フィリピン再委託先リスト	265

## ◇◆◇ 詳細目次 ◇◆◇

I. 序.....	1
1. プログラムの背景・目的、範囲.....	1
1.1 プログラムの背景.....	1
1.1.1 WTO と発展途上国 .....	1
1.1.2 WTO 新ラウンド下におけるキャパシティ・ビルディング活動.....	2
1.1.3 APEC における日本のイニシアティブ.....	2
1.2 プログラムの目的.....	2
1.3 プログラムの範囲.....	3
1.3.1 対象国・対象協定 .....	3
1.3.2 フィリピン政府との合意による対象範囲 .....	3
2. プログラム実施の概要と報告書の構成.....	5
2.1 プログラムの基本方針 .....	5
2.2 プログラムの構成.....	7
2.3 フィリピンにおける活動.....	11
2.4 報告書の構成.....	13
II. 現状と課題.....	15
1. 貿易の現状と WTO 協定との関わり .....	15
1.1 フィリピンにおける貿易の現状 .....	15
1.2 貿易政策における課題 .....	17
2. 各コンポーネントにおけるキャパシティ・ビルディング活動の必要性.....	18
2.1 省庁間情報共有体制《コンポーネント1》 .....	18
2.1.1 背景とニーズ .....	18
2.1.2 WTO 関連情報管理の現状.....	19
(1) WTO 関連情報フロー .....	19
(2) 現状の WTO 関連情報の管理・保存方法.....	21
(3) 現状の WTO 関連情報の種類 .....	22
(a) 情報種類.....	22
(b) 情報作成者 .....	22
(c) 言語種類 .....	22
(d) 情報媒体.....	22
2.2 農業／SPS 協定《コンポーネント2》 .....	23
2.2.1 フィリピン経済における農業部門の現状 .....	23
2.2.2 キャパシティ・ビルディングの現況 .....	24
2.2.3 SPS（衛生植物検疫措置の適用に関する）協定の実施状況.....	26

2.2.4	キャパシティ・ビルディングに対するニーズ	27
2.3	サービスの貿易に関する一般協定（GATS）《コンポネント 3》	29
2.3.1	フィリピン経済におけるサービス・セクター	29
2.3.2	キャパシティ・ビルディングのニーズ	30
2.3.3	GATS 実施に関する現状	31
2.4	SG/AD 協定 《コンポネント 4》	34
2.4.1	SG/AD 協定実施に係る現状	34
(1)	貿易救済措置関連立法	34
(2)	関連機関	35
(3)	フィリピンにおけるセーフガード及びアンチ・ダンピングの歴史	36
2.4.2	キャパシティ・ビルディングに対するニーズ	44
(1)	一般的な傾向	44
(2)	フィリピン政府のニーズ	44
2.5	貿易の技術的障害に関する協定（TBT 協定）《コンポネント 5》	46
2.5.1	キャパシティ・ビルディングに対するニーズ	46
2.5.2	フィリピン政府に対する支援の必要性	47
2.5.3	TBT 協定に関するフィリピン政府の活動	47
(1)	TBT 協定実施にあたっての BPS の構造と役割	47
(2)	TBT 照会所としての BPS の役割	48
2.5.4	国際標準化・適合性評価活動への参加	50
(1)	ISO/IEC への参加	50
(2)	その他の国際組織への参加	53
(3)	地域標準化・適合性評価活動等への参加	54
(4)	MRA 及び MOU	54
2.5.5	キャパシティ・ビルディング活動	54
2.6	アクションプラン策定《コンポネント 6》	55
2.6.1	本コンポネントのプログラム内容	55
(1)	支援方法	55
<b>Ⅲ.</b>	<b>キャパシティ・ビルディング活動</b>	<b>57</b>
1.	協力プログラムの全体像	57
(1)	開始段階	57
(2)	実施段階	57
(3)	終了段階	58
2.	現地における活動	61
2.1	省庁間情報共有体制の強化《コンポネント 1》	61



2.1.1	プログラムの概要	61
(1)	支援活動の構築	61
(a)	WTO 関連情報共有システムの設計	61
(b)	パイロットシステムの構築	61
(c)	WTO 関連情報の収集・整理・デジタル化	62
(d)	パイロットシステムの運用及び今後の拡張のための支援	62
2.1.2	WTO 関連情報シェアリングシステムの設計	64
(1)	システムコンセプト	64
(a)	システム全体構成概念	64
(2)	システム設計	65
(a)	登録する文書のファイル形式とファイル変換の自動化	65
(b)	自動 OCR 機能	65
(c)	パイロットシステムの検索項目	65
(d)	パイロットシステムの表示項目について	66
(e)	文書へのアクセス権限の設定	66
(f)	登録文書の承認機能	67
(g)	スタンドアローン機能	67
(h)	システム管理者用機能	68
(i)	想定文書量	68
(j)	既存 WTO 関連文書のデジタル化	68
(k)	想定利用者	68
(l)	サーバ環境	69
(m)	ネットワーク環境	69
(n)	クライアント用パソコン	69
(o)	スキャナ	70
2.1.3	パイロットシステムの構築	71
(1)	パイロットシステム α 版の導入	71
(2)	パイロットシステム β 版の導入	71
(3)	パイロットシステム最終版の導入	71
2.1.4	WTO 関連情報のデジタル化	72
2.1.5	パイロットシステムの運用および今後の拡張の為の支援	72
(1)	正式運用開始	72
(2)	マニュアルの作成・配布	73
(3)	研修の実施	74
(4)	システムサポートの常駐	74
2.2	農業／SPS 協定に関する知識の向上《コンポネント 2》	76

2.2.1	プログラムの概要	76
2.2.2	セミナーの実施	77
(1)	第1日目(2003年8月4日)	77
(a)	オープニング	77
(b)	セッション1: 農業協定の一般的理解の向上	77
(c)	セッション2: 日本の農産物流通システム	78
(2)	第2日目(2003年8月5日)	78
(a)	セッション3: SPS協定の一般的理解	78
(b)	セッション4: 日本の畜産業と動物検疫システム	79
(3)	第3日目(2003年8月6日)	79
(a)	セッション5: 日本の植物検疫システム	80
(b)	セッション6: 食品安全とリスク・アナリシス	80
(c)	クロージング	81
2.3	GATSの実施能力向上支援《コンポーネント3》	82
2.3.1	プログラムの概観	82
(1)	サービス関連省庁の能力向上	82
(2)	特定のサービス分野に関する能力向上	82
(3)	運輸及び観光分野の市場、産業政策及び自由化に関する比較研究の実施	85
2.3.2	プレセッションと第1回ワークショップ	86
(1)	プレセッションのプログラムと内容	86
(2)	フェーズ1のプログラムと内容	87
(a)	GATS全般に関するワークショップ(2003年6月9日)	87
(b)	観光サービスに関するワークショップ(2003年6月10日)	89
(c)	運輸サービスに関するワークショップ(2003年6月11日)	91
2.3.3	フェーズ2	92
(1)	ワークショップのプログラムと内容	92
(a)	エネルギー・環境サービスに関するワークショップ	93
(b)	自由職業サービスに関するワークショップ	96
2.3.4	フェーズ3	98
(1)	ワークショップ3のプログラムと内容	98
(a)	テクニカル・セッション – リクエスト・オファー交渉に関するシミュレーション・ワークショップ 「テクニカル・セッション」 –	99
(b)	サービス貿易自由化に関するセミナー	101
2.3.5	調査研究	104
(a)	運輸サービスの調査研究に関する報告会	105
(b)	観光サービスの調査研究に関する報告会	106

2.4 SG/AD 協定実施能力向上 《コンポネント 4》 .....	107
2.4.1 プログラムの概要 .....	107
2.4.2 ワークショップの実施 .....	107
(1) ワークショップの内容 .....	107
(a) 第 1 日目 (7 月 7 日 (月)) .....	107
(b) 第 2 日目 (7 月 8 日 (火)) .....	109
(c) 第 3 日目 (7 月 9 日 (水)) .....	112
(d) 第 4 日目 (7 月 10 日 (木)) .....	113
(2) ワークショップの成果 .....	117
(3) ワークショップ・プログラム .....	117
2.5 TBT 協定履行能力向上 《コンポネント 5》 .....	119
2.5.1 プログラムの概要 .....	119
2.5.2 第 1 回ワークショップ .....	122
(1) 第 1 回ワークショップの内容 .....	122
(2) 第 1 回ワークショップの成果 .....	124
(a) カウンターパート (BPS) からのコメント .....	124
(b) 講師 (経済産業省及び TA コンサルタント・チーム) からのコメント .....	124
(c) ワークショップ参加者からのコメント (アンケート調査) .....	125
(3) ワークショップ・プログラム .....	125
2.5.3 第 2 回ワークショップ .....	126
(1) 第 2 回ワークショップの内容 .....	126
(2) 第 2 回ワークショップの成果 .....	128
(a) カウンターパート (BPS) からのコメント .....	128
(b) 講師 (経済産業省及び TA コンサルタント・チーム) からのコメント .....	129
(c) ワークショップ参加者からのコメント (アンケート調査) .....	129
(3) ワークショップ・プログラム .....	129
2.6 アクションプラン策定 《コンポネント 6》 .....	131
2.6.1 キックオフ・セミナーの開催 .....	131
(1) 概要 .....	131
(2) オープニング・セッション .....	131
(3) 第 1 セッション .....	132
(4) 第 2 セッション .....	132
(5) セミナーにおいて提起されたキーポイント .....	133
(a) トレーニング/ワークショップ等に関する関心事項 .....	133
(b) その他の提案 .....	133
(6) セミナー・プログラム .....	134

2.6.2	ラップアップ・セミナーの開催.....	135
(1)	概要 .....	135
(2)	オープニング・セッション.....	136
(3)	各コンポーネントの活動実績及び今後の方針報告.....	136
(a)	情報シェアリングシステム／全般 .....	136
(b)	TBT コンポーネント .....	137
(c)	GATS コンポーネント .....	138
(d)	SPS コンポーネント.....	139
(e)	AD／SG コンポーネント .....	139
(4)	主な質疑応答 .....	140
(5)	セミナー後の質問票に寄せられた今後の活動に対する関心・期待 .....	140
<b>IV.</b>	<b>提言 .....</b>	<b>145</b>
1.	各分野に関する評価と提言 .....	145
1.1	省庁間情報共有体制の強化《コンポーネント 1》 .....	145
1.1.1	評価 .....	145
1.1.2	提言 .....	146
(1)	システムの維持管理 .....	146
(a)	システム利用の継続的な確認と定期的なユーザ研修の実施 .....	146
(b)	システム利用の管理チームの設置（特に新規文書の登録のルールと手続き） .....	147
(c)	システム稼動中に発生するトラブル処理と改善のための体制整備.....	147
(d)	組織内の全階層におけるシステム利用の促進 .....	148
(2)	システムの拡張.....	148
(a)	システム拡張に関する DTI 内における検討の場の設置 .....	148
(b)	システム拡張に関する DTI と他の省庁との間の検討の場の設置.....	149
1.2	農業／SPS 協定に関する知識の向上《コンポーネント 2》 .....	150
1.2.1	評価 .....	150
(1)	参加者アンケートの結果 .....	150
(2)	カウンターパートの評価 .....	151
(3)	講師からのコメント .....	151
1.2.2	提言 .....	152
(1)	適切な組織体制確立 .....	152
(2)	人材育成を通じた技術レベルの向上 .....	153
(3)	情報の共有システムの強化.....	154
(a)	現在の情報システムインフラの改善.....	154

(b) 検疫局と関税局のネットワークの一元化.....	154
1.3 GATS の実施能力向上支援《コンポネン ト 3》 .....	156
1.3.1 プログラム評価（概観） .....	156
1.3.2 ワークショップ（フェーズ 1） の評価.....	157
(1) カウンターパートとの協議結果.....	157
(2) アンケート調査結果 .....	157
(3) 外部講師による評価 .....	158
1.3.3 第 2 回ワークショップの評価.....	158
(1) カウンターパートとの協議結果.....	158
1.3.4 第 3 回ワークショップの評価.....	159
(1) カウンターパートとの協議結果.....	159
(2) アンケート調査結果 .....	160
1.3.5 提言 .....	161
(1) サービス貿易省庁間調整委員会（IAC-TS） の強化.....	161
(2) サービスに関する連携体制（サービス・ネットワーク） の構築.....	162
(3) トレーナーズ・トレーニング .....	162
(4) サービス分野の拡大および地理的な拡大 .....	162
(5) 調査研究 .....	162
1.4 SG/AD 協定実施能力向上《コンポネン ト 4》 .....	163
1.4.1 プログラムの評価.....	163
(1) 参加者による評価.....	163
(2) 講師による評価.....	163
(3) カウンターパート機関による評価.....	164
1.4.2 提言 .....	165
(1) セミナーおよび研修コースの一層の実施 .....	165
(2) 技術作業部会の設置と運営.....	166
(3) 恒常的枠組みを通じた官民協力の推進.....	166
(4) 正確かつ直近のデータへのアクセス改善 .....	167
1.5 TBT 協定履行能力向上《コンポネン ト 5》 .....	169
1.5.1 プログラムの評価.....	169
1.5.2 提言 .....	170
(1) TBT 協定関連国内調整委員会の強化 .....	171
(2) 政府内 TBT 関連職員に対する知識普及活動の実施.....	172
(3) 民間セクターの標準化活動参加のための BPS のリーダーシップの発揮.....	173
1.6 アクションプラン策定《コンポネン ト 6》 .....	175
(1) 活動の一貫性の確保 .....	175

(2) 活動の適正規模の検討 .....	176
(3) 連携スキームの設定及び運用 .....	177
(a) 省庁間連携スキーム .....	177
(b) 官民連携スキーム .....	178
(c) 中央・地方政府連携スキーム .....	178
(4) 活動継続のための PDCA サイクル導入 .....	179
2. アクションプラン .....	181
2.1 省庁間情報共有体制の強化《コンポネント 1》 .....	182
2.2 農業／SPS 協定に関する知識の向上《コンポネント 2》 .....	183
2.3 GATS 実施能力向上《コンポネント 3》 .....	184
2.4 SG／AD 協定実施能力向上《コンポネント 4》 .....	185
2.5 TBT 協定履行能力向上《コンポネント 5》 .....	186
<b>附属資料.....</b>	<b>187</b>
附属資料 A セミナー／ワークショップ・プログラム .....	187
農業／SPS 協定に関する知識の向上《コンポネント 2》 .....	187
GATS 実施能力向上《コンポネント 3》 .....	190
SG／AD 協定実施能力向上《コンポネント 4》 .....	200
TBT 協定履行能力向上《コンポネント 5》 .....	203
附属資料 B セミナー／ワークショッププログラムのアンケート結果.....	207
農業／SPS 協定に関する知識の向上《コンポネント 2》 .....	207
GATS 実施能力向上《コンポネント 3》 .....	214
SG／AD 協定実施能力向上《コンポネント 4》 .....	245
TBT 協定履行能力向上《コンポネント 5》 .....	249
アクションプラン策定《コンポネント 6》 .....	257
附属資料 C 講師リスト .....	263
附属資料 D TA チームコンサルタントメンバーリストと再委託先 .....	264
TA チームメンバー構成 .....	264
フィリピン再委託先リスト .....	265

## ◆◆◆ 図表リスト ◆◆◆

図表 I-1-3-1 : WTO 協定と本協力の対象分野 .....	3
図表 I-1-3-2 : コンポーネントの構成 .....	3
図表 I-2-1-1 : WTO 協定実施に向けた課題 .....	6
図表 I-2-2-1 : 技術支援ステージと活動 .....	8
図表 I-2-2-2 : フィリピン支援活動内容 (年次別) .....	9
図表 I-2-3-1 : 現地活動 .....	12
図表 II-1-1-1 : ASEAN4 ヶ国の GDP と貿易額 (2001) .....	15
図表 II-1-1-2 : フィリピンの貿易構造 (2001) .....	16
図表 II-2-1-1 : WTO 関連情報のフロー .....	20
図表 II-2-2-1 : フィリピンの農業貿易の推移(FOB 価格) 1990-2001 .....	23
図表 II-2-2-2 : フィリピン政府の WTO 農業協定に関する実施状況の概要 .....	25
図表 II-2-2-3 : フィリピン政府の SPS (衛生植物検疫措置) 関連組織 .....	27
図表 II-2-3-1 : フィリピンにおけるセクター別雇用者数 .....	29
図表 II-2-3-2 : 海外就労者の貢献 (1998-2000 年) .....	30
図表 II-2-3-3 : サービス貿易に関する省庁間調整委員会 (IAC-TS) .....	32
図表 II-2-4-1 : フィリピン関税法第一巻第二篇第二部第 301 条に基づく AD 紛争事例 (1989-1994) .....	37
図表 II-2-4-2 : 共和国法第 7843 号に基づく AD 紛争事例 (1996-1999) .....	38
図表 II-2-4-3 : 共和国法第 8752 号に基づく AD 事例 (1999 -) .....	39
図表 II-2-4-4 : SG 事件 (一般 SG 及び特別) .....	39
図表 II-2-4-5 : セメント事件に係る裁判所判断の概要 .....	40
図表 II-2-4-6 : フィリピンに対して申立がなされた AD 事件 .....	41
図表 II-2-5-1 : BPS 組織図 .....	48
図表 II-2-5-2 : フィリピンにおける海外からの照会の流れ .....	49
図表 II-2-5-3 : フィリピンにおける通報に関する情報普及の流れ .....	50
図表 II-2-5-4 : フィリピンの ISO 技術委員会への参加状況 .....	51
図表 II-2-5-5 : フィリピンの IEC 技術委員会への参加状況 .....	53
図表 III-1-2-1 : 講師内訳 .....	57
図表 III-1-2-2 : セミナー／ワークショップ参加者数 .....	58
図表 III-1-2-3 : 再委託調査／開発一覧 .....	58
図表 III-1-3-1 : キャパシティ・ビルディング活動の全体概要 .....	59
図表 III-2-1-1 : 支援活動の概要 .....	63
図表 III-2-1-2 : ネットワーク構成図 .....	70
図表 III-2-3-1 : GATS 活動の構成 (コンポーネント 3) .....	84

図表 III-2-3-2 : 運輸サービスに関する調査 (概念図) .....	85
図表 III-2-3-3 : 観光サービスに関する調査 (概念図) .....	86
図表 III-2-3-4 : GATS 全般に関するワークショップ (第 1 回ワークショップ) ...	89
図表 III-2-3-5 : 観光サービスに関するワークショップ (第 1 回ワークショップ) 90	
図表 III-2-3-6 : 運輸サービスに関するワークショップ (第 1 回ワークショップ) 92	
図表 III-2-3-7 : 環境・エネルギーサービスに関するワークショップ .....	95
図表 III-2-3-8 : 自由職業サービスに関するワークショップ.....	98
図表 III-2-3-9 : フェーズ 3 セミナー/ワークショップ開催予定 (日程順) .....	98
図表 III-2-3-10 : サービス貿易交渉の GATS リクエスト・オファーへの取り組みにお けるシミュレーション・ワークショップ .....	100
図表 III-2-3-11 : サービス貿易自由化に関するセミナー .....	104
図表 III-2-3-12 : 運輸サービスに関する比較調査研究 .....	104
図表 III-2-3-13 : 観光サービスに関する比較調査研究 .....	105
図表 III-2-3-14 : 運輸サービスの調査研究に関する報告会 .....	105
図表 III-2-3-15 : 観光サービスの調査研究に関する報告会 .....	106
図表 III-2-4-1 : ワークショップ・プログラム .....	117
図表 III-2-5-1 : コンポーネント 5 の知識移転フロー.....	121
図表 III-2-5-2 : ワークショップ・プログラム .....	125
図表 III-2-5-3 : ワークショップ・プログラム .....	129
図表 III-2-6-1 : セミナー・プログラム キックオフ・セミナー「WTO 体制とフィリ ピン」 .....	134
図表 III-2-6-2 : セミナー・プログラム.....	142
図表 IV-1-2-1 : 日本におけるシングル・ウィンドウ・システムの概念図.....	155
図表 IV-1-4-1 : 日本の公正貿易センターの機能と活動 .....	167
図表 IV-1-6-1 : PDCA サイクルで捉えた本プログラム全体像.....	180
図表 IV-2-1-1 : コンポーネント 1 (省庁間情報共有体制の強化) のアクションプラン .....	182
図表 IV-2-2-1 : コンポーネント 2 (農業/SPS 協定に関する知識の向上) のアクション プラン.....	183
図表 IV-2-3-1 : コンポーネント 3 (GATS 実施能力向上) のアクションプラン .....	184
図表 IV-2-4-1 : コンポーネント 4 (SG/AD 協定実施能力向上) のアクションプラン .....	185
図表 IV-2-5-1 : コンポーネント 5 (TBT 協定履行能力向上) のアクションプラン..	186



## I. 序

---

---

## I. 序

### 1. プログラムの背景・目的、範囲

#### 1.1 プログラムの背景

##### 1.1.1 WTO と発展途上国

WTO（世界貿易機関）は、主として協定関税率と非関税障壁低減を扱った GATT（貿易と関税に関する一般協定）の後継機関として 1995 年に設立された。GATT 時代の最後の包括交渉であったウルグアイ・ラウンド交渉において合意された協定は、国際貿易に係る様々な義務を加盟国に課すものとなった。「サービスの貿易に関する一般協定（GATS）」はサービス貿易に関する一連の協定であり、「知的所有権の貿易の側面に関する協定（TRIPS 協定）」は知的財取引のための共通のルールを確立しようとするものである。「貿易の技術的障害に関する協定（TBT 協定）」は、途上国を含む全加盟国に対して技術的規制と産業標準に関する法的枠組みを確立することを義務付けている。

これらの協定は、WTO 加盟諸国に対して、各自の貿易活動が共通のルールによって支配されるように国内規制を協調させることを要求している。しかし、多くの途上国メンバーは、協定の複雑さや国内政府および民間部門における多くの利害関係のために、これらの協定の実施にあたって困難に直面し始めている。さらに、グローバリゼーションの進展は先進国と途上国の間の貿易投資活動を多様化し、国際貿易によって得られる利得と摩擦の機会がともども増加している。

農業製品の貿易自由化は難しい課題であり、WTO 加盟諸国の間で合意に至るには、より長い時間と努力を要するものとみられる。農業製品の貿易拡大は衛生植物検疫措置（SPS）の統一的な適用を要求するのに対し、動植物病の発生によって食品安全に対する関心は高まっている。また、近年における工業製品の輸出国と輸出量の増大にともなう熾烈な競争は、AD や SG に係る WTO 紛争解決事例に示されるように、貿易紛争が発生する機会を増やし始めている。

WTO 加盟国は、1995 年の 76 カ国から 2003 年 9 月のカンクン閣僚会合後には 148 カ国に増加し、経済体制移行期にある LDC 諸国の参加によってさらに拡大することが期待されている。1995 年以降に WTO に加盟したメンバーの多くは途上国であるが、彼らは多国間自由貿易体制の利益を先進国に比べて十分に享受していないという意見を共有している。シアトル閣僚会合での出来事は、異なる経済発展段階にあるメンバーの利益を調和させるこ

との必要性を示している。本キャパシティ・ビルディング・プログラムは、途上国メンバーの多国間貿易体制への完全な参加を実現するための支援努力の一つと位置づけられる。

### 1.1.2 WTO 新ラウンド下におけるキャパシティ・ビルディング活動

2001年11月にカタールの首都ドーハで開催された第4回WTO閣僚会議で採択された「ドーハ開発アジェンダ」は、発展途上国への配慮を強調したものとなった。とりわけ、発展途上国のキャパシティ・ビルディングに関しては、宣言のなかでその重要性が示され、資金供給、二国間支援の強化、他の国際機関との連携、IT能力強化などの重要性が確認された。これを受けて、先進各国では今後、WTO関連キャパシティ・ビルディングの内容的および地理的対象の拡大に対応することが検討されているところである。2003年9月にカンクンで行われた第5回閣僚会議では、いわゆる「シンガポール・アジェンダ」に関する交渉開始については限定的な進展しか見られなかった。他方、最後発の途上国であるカンボディアとネパールが新加盟国となったことは、これらのLDC諸国に対するキャパシティ・ビルディングの重要性を示唆している。

### 1.1.3 APEC における日本のイニシアティブ

こうしたなか、発展途上エコノミーのWTO協定履行のための体制整備を促すことを通じて、多角的貿易体制の維持・発展を図る必要がある点が、日本政府より、2000年6月のAPEC（アジア太平洋経済協力）貿易担当大臣会合の場で提案された。その後、APEC地域における発展途上エコノミーのニーズ調査を踏まえ、2000年11月に開催されたAPEC閣僚会合及び非公式首脳会合において、発展途上エコノミーのWTO協定履行のための能力向上（キャパシティ・ビルディング）を実施していくことが「戦略的APEC計画」として合意された。この計画は二国間支援の枠組みに移行され、国際協力機構（JICA）を通じて、タイ、インドネシア、マレーシア及びフィリピンに対し、具体的な支援が展開されることとなった。

## 1.2 プログラムの目的

本プログラムの目的は、多角的貿易体制下において貿易と投資を通じた経済発展を実現する上で様々な困難に直面しているフィリピン政府に対して、WTO協定の履行や遵守のためのキャパシティ・ビルディング活動を実施することにある。その活動は政府担当官を対象とした人材育成と、WTO協定の実施促進に資する行政機能および情報共有システムの強化を含むものである。

## 1.3 プログラムの範囲

### 1.3.1 対象国・対象協定

本プログラムは、タイ、インドネシア、マレーシアおよびフィリピンへの協力を一つの案件として実施している。これら支援対象国の経済発展および市場経済化のレベルからは、ほぼ中進国と位置付けられ、キャパシティ・ビルディング協力の対象テーマについては WTO 協定により既に制度的な枠組みの整った分野を対象としている（図表 I-1-3-1 参照）。従って、「貿易と投資」、「貿易と競争政策」などのいわゆる「シンガポール・アジェンダ」は本協力の対象分野とはなっていない。

図表 I-1-3-1 : WTO 協定と本協力の対象分野

1 A 物品の貿易に関する多角的協定
・ 農業に関する協定
・ 衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS)
・ 貿易の技術的障害に関する協定 (TBT)
・ ダンピング防止協定 (AD)
・ 補助金及び相殺措置に関する協定 (SCM)
・ セーフガードに関する協定 (SG)
1 B サービスの貿易に関する一般協定 (GATS)
1 C 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)
2 紛争解決に係る規則及び手続きに関する了解 (DSU)

注：番号は WTO 協定附属書番号

### 1.3.2 フィリピン政府との合意による対象範囲

本プログラムのうち、2002年5月24日付けで事前調査団とフィリピン政府との間で合意されたプログラムの対象範囲は以下のとおりである。本プログラムは6つのコンポーネントから構成されており、それらはいずれも政府組織に対して直接的な成果をもたらすセミナーやワークショップを通じて技術協力を行う活動志向のコンポーネントとなっている。

図表 I-1-3-2 : コンポーネントの構成

1. 省庁間情報共有体制の強化
(a) DTI および関連機関の組織能力の分析（情報共有、省庁間調整の現状他）
(b) 情報通信のための情報共有システムの範囲設定
(c) 上記提言に基づくパイロットシステム構築のための情報共有システムの範囲設定
(d) 上記に基づくパイロットシステム導入

2. 農業／SPS 協定実施のためのキャパシティ・ビルディング

- (a) 協定理解および実施の現状把握
- (b) 協定実施能力向上のための助言および指針の提供
- (c) さらなる協定実施能力構築のための提言

3. GATS 実施のためのキャパシティ・ビルディング

- (a) 協定理解および実施の現状把握
- (b) 協定実施能力向上のための助言および指針の提供
- (c) さらなる協定実施能力構築のための提言

4. SG／AD 協定実施のためのキャパシティ・ビルディング

- (a) 協定理解および実施の現状把握
- (b) 協定実施能力向上のための助言および指針の提供
- (c) さらなる協定実施能力構築のための提言

5. TBT 協定履行促進のためのキャパシティ・ビルディング

- (a) 協定理解および実施の現状把握
- (b) 協定実施能力向上のための助言および指針の提供
- (c) さらなる協定実施能力構築のための提言

6. 多角的貿易体制参加に向けたキャパシティ構築のためのアクションプラン作成

- (a) キャパシティ・ビルディング活動の重要性についての導入
- (b) キャパシティ・ビルディングを行う上での障害の確認と分析、および上記 1～5 のプログラムの結果（成果、教訓等）の確認と分析
- (c) 多角的貿易体制への円滑な参加に向けた能力の一層の構築のためのアクションプランの作成と提言

## 2. プログラム実施の概要と報告書の構成

### 2.1 プログラムの基本方針

キャパシティ・ビルディング・プログラムを設計するにあたっては、対象国の背景ないし現状を把握することがきわめて重要である。それぞれの国は固有の政治・社会的枠組みと経済・産業基盤を有し、国際貿易やグローバリゼーションに対するビジネス社会や一般大衆の認識も異なっている。

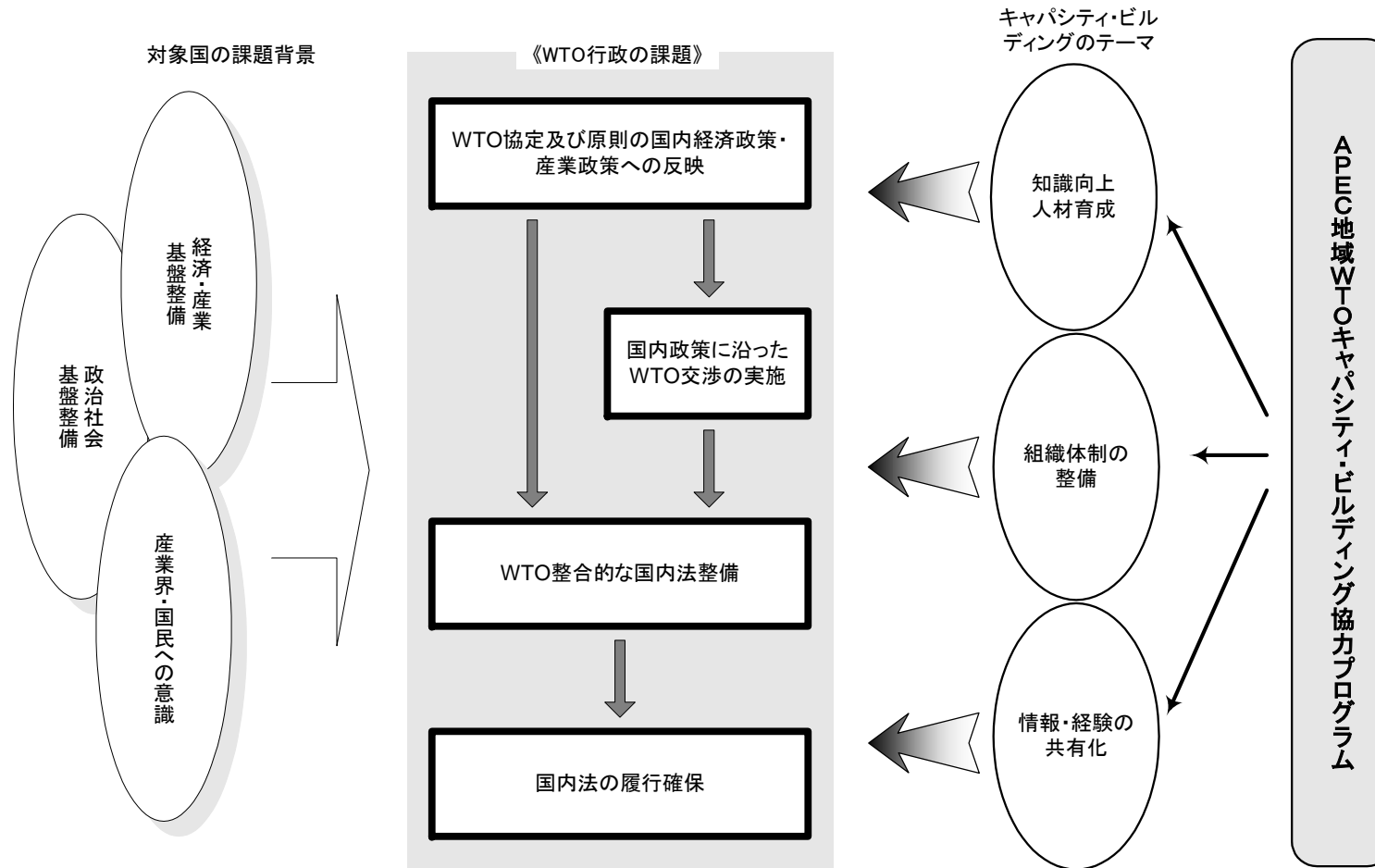
WTO 協定を担当する政府当局の課題は、WTO 協定の義務と原則を国内の経済、産業および貿易部門における政策と規制に反映することである。すべての WTO 協定は政府間協定であるがゆえに、各政府においては、当該義務を履行するとともに国際貿易を通じて自国利益を最大化する責任が課せられている。

WTO 協定を実施する政府を支援するために、本プログラムでは下記のような3種類の側面を通じた技術支援を行っている。

- ・ セミナー／ワークショップや教材提供を通じた知識向上と人材開発
- ・ 省庁間の議論と国際競争の啓蒙を通じた組織機能の向上.
- ・ 情報共有システムや日本の経験を参考事例として活用することを通じた情報と経験の共有

本プログラムの基本方針と途上国の課題は、図表 I-2-1-1 に示すように整理することができる。

図表 I-2-1-1 : WTO 協定実施に向けた課題



## 2.2 プログラムの構成

フィリピンについては、以下の 6 分野の協力内容（コンポネント）より構成されるプログラムを実施した。

- ① 省庁間情報共有体制の強化
- ② 農業／SPS 協定に関する知識の向上
- ③ GATS 実施能力向上
- ④ SG／AD 協定実施能力向上
- ⑤ TBT 協定履行能力向上
- ⑥ キャパシティ・ビルディングのためのアクションプラン策定

コンポネント①は、WTO の情報窓口である貿易産業省国際貿易関係局（DTI-BITR）の情報／法律収集・整理機能、関係機関との調整機能を高めることを目的として、DTI-BITR 内に情報シェアリングシステム（パイロットシステム）を導入し実効性のある強化支援を行うものである。

コンポネント②～⑤はそれぞれ個別の協定に関する対応能力への協力であるが、それぞれの支援の方向性は以下のように特徴づけることができる。

農業／SPS：＜基盤強化の側面＞協定整合的な国内法令整備がほぼ完了している段階における、協定および協定実施に関する基礎的知識の向上（コンポネント②）

GATS：＜戦略的な側面＞関係する国内法制と協定との関係の把握に加え、今次交渉をにらんだ交渉能力の向上を踏まえた協定履行のための戦略的な側面を中心とした能力強化（コンポネント③）

SG／AD：＜技術的な側面＞損害評価、因果関係の特定方法といった技術的側面を中心とした、より実務に近い場での能力強化（コンポネント④）

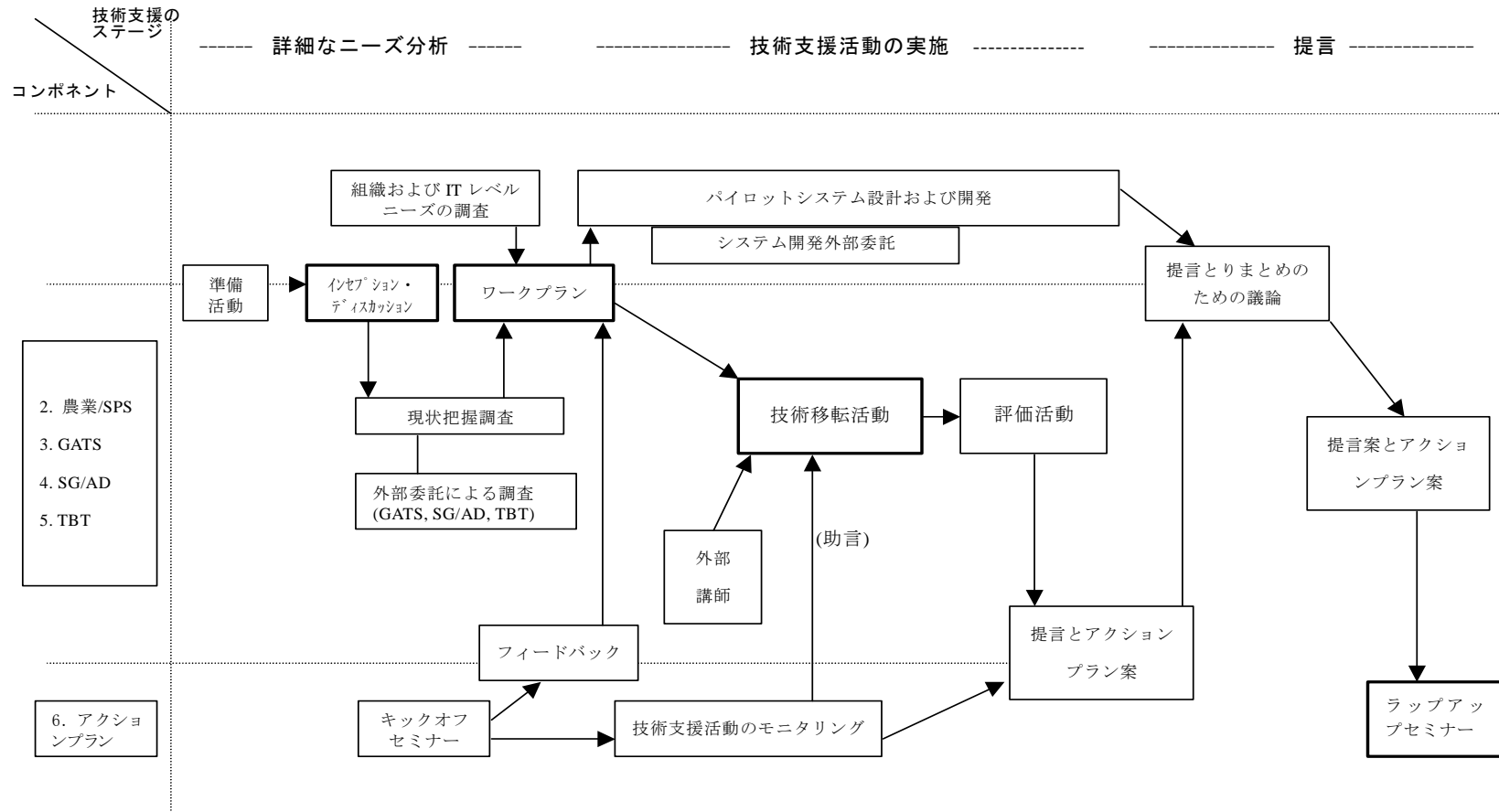
TBT：＜基盤強化の側面＞TBT 協定の理解及び実施能力向上のための基盤強化の側面に着目し、組織体制の整備に重点を置いた能力強化（コンポネント⑤）。

更に、コンポネント⑥は上記①から⑤までのコンポネントに対する本プログラムによる技術移転の効果を高めるため、フィリピン政府自身の自助努力による更なるキャパシティ・ビルディングのための活動計画（アクション・プログラム）を策定するものである。

プログラム全体のフロー（技術支援ステージと活動）とコンポネント毎の活動について、図表 I-2-2-1 および I-2-2-2 にとりまとめている。



図表 I-2-2-1 : 技術支援ステージと活動



図表 I-2-2-2 : フィリピン支援活動内容 (年次別)

	<コンポーネント 1> DTI の機能強化 カウンターパート : BITR-DTI	<コンポーネント 2> 農業/SPS 実施支援 カウンターパート : DA	<コンポーネント 3> GATS 実施支援 カウンターパート : NEDA, DOTC, DOT,DOE, DENR, PRC	<コンポーネント 4> AD/SG 協定実施支援 カウンターパート : BIS-DTI, Tariff Commission	<コンポーネント 5> TBT 協定実施支援 カウンターパート : BPS-DTI	<コンポーネント 6> アクションプラン カウンターパート : BITR-DTI
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・WTO 関連情報シェアリングシステム (パイロットシステム) の設計・構築</li> <li>・パイロットシステムの運営管理手法構築</li> <li>・提言策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業/SPS 協定に関する履行状況・課題に関する調査</li> <li>・農業/SPS 協定及び動物植物検疫、リスク・アナリシスの一般知識向上及び個別イシューに関するセミナー開催</li> <li>・提言策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GATS に関する履行状況・課題に関する調査</li> <li>・観光及び運輸サービスに関する調査</li> <li>・GATS 一般的な知識向上及び GATS 個別分野に係るワークショップ・セミナー開催</li> <li>・提言策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SG/AD 協定に関する履行状況・課題に関する調査</li> <li>・SG/AD 協定の個別イシューに関するワークショップ</li> <li>・提言策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・TBT 協定に関する履行状況・課題に関する調査</li> <li>・TBT 協定の一般的な知識向上及び TBT 協定に係る個別イシューに関するワークショップ</li> <li>・TBT 協定理解向上のための教材作成</li> <li>・提言策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キックオフ・セミナー</li> <li>・ラップアップ・セミナー</li> <li>・アクションプランのための重要項目提言</li> </ul>
2002 年度活動内容 (2002 年 11 月～2003 年 3 月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DTI における WTO 関連情報管理の現状把握</li> <li>・DTI における WTO 関連部署の組織・業務に関する現状把握 (2002 年 12 月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業/SPS 協定履行状況・課題に関する現状把握、各関係機関へのインタビューならびにアンケート調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GATS 履行状況・課題に関する調査 (2002 年 12 月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SG/AD 協定履行状況・課題に関する調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・TBT 協定履行状況・課題に関する調査 (2002 年 12 月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キックオフ・セミナー (2003 年 3 月)</li> </ul>

2003 年度  
活動内容  
(2003 年 4  
月～2004  
年 3 月)

- ・パイロットシステムのコンセプト策定 (2003 年 5 月)
- ・パイロットシステムの基本設計策定 (2003 年 8 月)
- ・パイロットシステム α 版開発 (2003 年 9 月)
- ・DTI 内における WTO 関連文書のデジタル化作業方針および手法策定 (2003 年 10 月)
- ・デジタル化作業開始 (2003 年 11 月)
- ・パイロットシステム β 版開発 (2003 年 12 月)
- ・パイロットシステム ファイナル版開発 (2004 年 2 月)
- ・パイロットシステムの運用管理手法策定 (2004 年 2 月)
- ・提言策定

- ・講師並びに関係機関とのセミナー内容の調整、確認
- ・農業/SPS 協定及び動物植物検疫、リスク・アナリシスの一般知識向上及び個別イシューに関するセミナー開催 (2003 年 8 月)
- ・提言策定

- ・GATS 履行状況・課題に関する調査 (2003 年 5 月)
- ・GATS 全般及び観光、運輸サービス分野の知識向上に関するワークショップ：ワークショップ 1 (2003 年 6 月)
- ・自由職業サービス及び環境・エネルギーサービス分野の知識向上に関するワークショップ：ワークショップ 2 (2003 年 11 月)
- ・GATS 全般に関するセミナー、GATS 交渉対応能力向上のためのワークショップ：ワークショップ 3 (2004 年 1 月)
- ・観光及び運輸サービスに関する調査研究
- ・提言策定

- ・SG/AD 協定に関する履行状況・課題に関する調査
- ・SG/AD 協定の個別イシューに関するワークショップ (2003 年 7 月)
- ・提言策定

- ・TBT 協定履行状況・課題に関する調査 (2003 年 5 月)
- ・TBT 協定の一般的な知識向上に関するワークショップ：ワークショップ 1 (2003 年 8 月)
- ・TBT 協定に関する更なる知識向上に関するワークショップ：ワークショップ 2 (2003 年 12 月)
- ・TBT 協定理解向上のための教材作成
- ・提言策定

- ・ラップアップ・セミナー (2004 年 2 月)
- ・アクションプランのための重要項目提言

## 2.3 フィリピンにおける活動

フィリピンにおける活動（現地活動）は図表 I-2-3-1 のとおりである。15 ヶ月間で 13 次に及ぶ現地活動は、インセプション／インテリム・ミッション、キックオフ／ラップアップ・セミナー、コンポーネント毎のセミナー／ワークショップ、および情報システム開発等から成っている。各セミナー／ワークショップの前後にはカウンターパート機関と念入りの協議を実施しており、これがキャパシティ・ビルディング活動にとって不可欠な部分になっている。

図表 I-2-3-1 : 現地活動

第1次現地調査	2002.12	・インセプション・ミッション						
第2次現地調査	2003.03	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キックオフ・セミナー</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コンポネント</th> <th>期間</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>キックオフ・セミナー</td> <td>1日間</td> <td>135</td> </tr> </tbody> </table>	コンポネント	期間	参加者数	キックオフ・セミナー	1日間	135
コンポネント	期間	参加者数						
キックオフ・セミナー	1日間	135						
第3次現地調査	2003.05	・全体調整						
第4次現地調査	2003.06	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップ開催</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コンポネント</th> <th>期間</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンポネント3</td> <td>3日間</td> <td>118</td> </tr> </tbody> </table>	コンポネント	期間	参加者数	コンポネント3	3日間	118
コンポネント	期間	参加者数						
コンポネント3	3日間	118						
第5次現地調査	2003.07	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム</li> <li>・ワークショップ開催</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コンポネント</th> <th>期間</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンポネント4</td> <td>4日間</td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table>	コンポネント	期間	参加者数	コンポネント4	4日間	45
コンポネント	期間	参加者数						
コンポネント4	4日間	45						
第6次現地調査	2003.08	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム</li> <li>・セミナー開催</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コンポネント</th> <th>期間</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンポネント2</td> <td>3日間</td> <td>96</td> </tr> </tbody> </table>	コンポネント	期間	参加者数	コンポネント2	3日間	96
コンポネント	期間	参加者数						
コンポネント2	3日間	96						
第7次現地調査	2003.08	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップ開催</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コンポネント</th> <th>期間</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンポネント5</td> <td>2日間</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table>	コンポネント	期間	参加者数	コンポネント5	2日間	40
コンポネント	期間	参加者数						
コンポネント5	2日間	40						
第8次現地調査	2003.09	・システム						
第9次現地調査	2003.10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インテリム・ミッション</li> <li>・システム</li> </ul>						
第10次現地調査	2003.11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム</li> <li>・ワークショップ開催</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コンポネント</th> <th>期間</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンポネント3</td> <td>2日間</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	コンポネント	期間	参加者数	コンポネント3	2日間	100
コンポネント	期間	参加者数						
コンポネント3	2日間	100						
第11次現地調査	2003.12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム</li> <li>・ワークショップ開催</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コンポネント</th> <th>期間</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンポネント5</td> <td>2日間</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table>	コンポネント	期間	参加者数	コンポネント5	2日間	40
コンポネント	期間	参加者数						
コンポネント5	2日間	40						
第12次現地調査	2004.01	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム</li> <li>・ワークショップ開催</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コンポネント</th> <th>期間</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンポネント3</td> <td>5日間</td> <td>210</td> </tr> </tbody> </table>	コンポネント	期間	参加者数	コンポネント3	5日間	210
コンポネント	期間	参加者数						
コンポネント3	5日間	210						
第13次現地調査	2004.02	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム</li> <li>・ラップアップ・セミナー</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コンポネント</th> <th>期間</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ラップアップ・セミナー</td> <td>1日間</td> <td>83</td> </tr> </tbody> </table>	コンポネント	期間	参加者数	ラップアップ・セミナー	1日間	83
コンポネント	期間	参加者数						
ラップアップ・セミナー	1日間	83						

## 2.4 報告書の構成

最終報告書は、「要約」及び「本文」の2冊から構成し、本プログラムの支援活動全般の結果を記載している。

「本文」は、「Ⅰ. 序」、「Ⅱ. 現状と課題」、「Ⅲ. キャパシティ・ビルディング活動」、「Ⅳ. 提言」および「附属資料」から成る。「Ⅰ. 序」では、プログラムの背景・目的と概要を示している。「Ⅱ. 現状と課題」では、フィリピンの WTO 協定関連分野の政策全般及び各コンポーネントの現状分析を整理している。「Ⅲ. キャパシティ・ビルディング活動」は、プログラム全般及び各コンポーネントの活動報告を中心とする。「Ⅳ. 提言」では、各コンポーネントの活動に関する評価と今後の持続的なキャパシティ・ビルディングに向けた提言と、「アクションプラン」をとりまとめている。また、「附属資料」には、現地活動の過程で作成した主要資料のうち、とりわけ重要なものを選別してとりまとめた。

## Ⅱ. フィリピンの WTO 協定関連分野の政策・制度および実施状況の現状と課題

---

---

## II. 現状と課題

### 1. 貿易の現状と WTO 協定との関わり

#### 1.1 フィリピンにおける貿易の現状

フィリピン経済は他のアセアン諸国同様、1980年代はじめまでは、国内産業保護的な政策をとってきたが、1986年以降、IMF・世銀による経済構造改革が行なわれた。1990年代に入り、外国投資の増加に伴い経済も上向き、対外貿易額も増加し、1995年には大幅な関税の引き下げを行なった。その後1997年の経済危機により、国内産業の国際競争力回復政策として、一部製品の関税を引き上げを時限的に行なったが、外国投資の回復を狙った外国投資規制の緩和措置もとられた。フィリピンの1999年－2004年中期開発計画では、WTOでの合意に基づく貿易・投資の自由化を経済開発方針のひとつとしている。

フィリピンの経済規模と貿易の割合を既協力の3ヶ国との比較で見ると、輸出に占める工業製品の割合が93%と4ヶ国のなかで最も高く、外国直接投資による製品の輸出に占める割合が大きいことが示唆される。(図表 II-1-1-1 参照)

図表 II-1-1-1 : ASEAN4 ヶ国の GDP と貿易額 (2001)

	フィリピン	タイ	マレーシア	インドネシア
GDP (US\$mill)	71,382	114,798	88,050	145,306
GDP/Cap (US\$)	925.48	1,824.80	3,890.84	676.35
輸出 (US\$mill)	32,140	65,112	88,199	64,874
輸出額の対 GDP 比	0.45	0.57	1.00	0.45
工業製品が輸出に占める割合	92.7%	78.7%	82.0%	58.4%
輸入 (US\$mill)	29,558	62,057	73,857	38,797
輸入額の対 GDP 比	0.41	0.54	0.84	0.27
工業製品が輸入に占める割合	73.3%	79.6%	87.3%	62.9%

出所：ASEAN JAPAN Centre

フィリピンの貿易構造を見ると、一次製品の輸出品目では、ココナツ、果物、エビなどの農水産品、銅などの鉱業品、工業製品では機械、輸送機器、電機、繊維製品などが主な輸出品目となっている。一方、輸入品目としては、原材料、燃料、機械、部品、製品、消費財などで構成されている。一次産品に依存するような貿易構造からは脱皮したと見ることはできるが、依然として工業材料や半完成品を輸入し、加工するという形態の加工型外国投資の影が色濃く出ていると見ることができる。他方、農水産品の輸出はここ数年を振



りかえっても輸入ほど伸びていない。

1995年にWTOによる多角的貿易体制がスタートし、農産品輸出の拡大への期待が持たれたが、フィリピンにおいては、上記のように農業製品の輸出は伸びず、むしろ輸入が拡大したため、フィリピン経済界の一部には、WTO体制について否定的な認識を生じることとなった。

しかし、フィリピン経済は今後も貿易と投資の拡大による成長路線をとる必要があり、WTOの多角的枠組み、AFTAの地域的な枠組み、さらに近い将来現出するであろう二国間FTAの枠組みを通じて、これを行なわざるを得ない。また、フィリピンの外貨獲得の有力な担い手である「出稼ぎ労働者」の海外活動はサービス輸出の一形態であり、WTOはフィリピンに対してこのサービス貿易促進のための重要な枠組みを提供しうるものと考えられる。このような観点から、WTO協定の履行にあたっては、国内ルールや法制度の協定への適合という義務的側面だけでなく、自国の利益のための活用という権利的側面も認識して取り組む必要がある。

図表 II-1-1-2 : フィリピンの貿易構造 (2001)

	項目	輸出 (%)	輸入 (%)
	食料品および動物	4.0	6.7
	飲料及びたばこ	0.2	0.6
	原材料	1.1	2.7
	鉱物性燃料	0.7	10.8
	動植物油脂	1.3	0.1
<b>非工業製品(Non-manufactured Goods) 合計</b>		<b>7.0</b>	<b>20.9</b>
	化学工業製品	1.0	8.0
	原料別製品	3.3	9.8
	機械類及び輸送用機器	38.5	36.7
	雑(Miscellaneous)製品	7.6	2.9
	その他分類 (unclassified goods)	42.4	15.8
<b>工業製品(Manufactured Goods) 合計</b>		<b>92.7</b>	<b>73.3</b>

出所 : ASEAN JAPAN Centre

## 1.2 貿易政策における課題

本節では、WTO が 1999 年 9 月に行った第二次フィリピン貿易政策レビューにおいて概説したフィリピン貿易政策・施策における課題について取り上げる。このレビューは数年前に行われたものではあるが、基本的な問題関心は現在でも有効であると思われる。

そこでは、まず、フィリピンが 1993 年の第一次レビュー以降実施してきた経済改革についてコメントし、貿易・投資体制の自由化がより健全な経済の育成に寄与し、そのため同国がアジア経済危機を乗り切ることができたと評している。フィリピンは平均 MNF 関税率を 1992 年の 26% から 99 年には 10% にまで削減するなど、国内産業保護の削減に成功し、ウルグアイ・ラウンド合意に従ってほとんどの量的輸入制限を撤廃した。

レビュー・メンバーとフィリピン代表の間で様々な貿易政策上の課題が議論されたが、それらは以下のようなものであった。

- ・ 投資インセンティブの合理化
- ・ 銀行、通信および小売部門等で実施されている外国所有制限の自由化
- ・ WTO と特惠協定、とりわけ AFTA との関係
- ・ 関税行政、関税評価および貿易円滑化
- ・ 食品、自動車部品および自動車、鉄鋼製品に関する保護措置
- ・ 国際標準および SPS の適用
- ・ 運輸・通信・金融サービスおよびサービスを提供する自然人に関する自由化促進と WTO コミットメント

レビュー・メンバーは、フィリピンがその貿易体制を自由化するにあたって社会的・政治的コストを被ったことを認めつつ、より強力な多角的貿易システムに参入することによって、フィリピンに対する外国投資と産業競争力を強めるために必要な財の流入が促進されたとの認識を示した。この点について、フィリピン代表は、農業における高額の輸出補助金や国内支持策、原産地規則や SPS の適用等、いくつかの貿易相手国が維持する貿易抑制的措置に対する懸念を表明した。これに対してレビュー・メンバーは、フィリピンが自由化と国内改革のプロセスを継続することを推奨した。

## 2. 各コンポーネントにおけるキャパシティ・ビルディング活動の必要性

### 2.1 省庁間情報共有体制《コンポーネント 1》

#### 2.1.1 背景とニーズ

貿易産業省における情報管理の現状を把握するため、貿易産業省内の各担当官を対象に、面談等の調査を実施した（2002年12月より6回実施）。以下では、面談調査から明らかとなった WTO 協定実施に係る WTO 関連情報の貿易産業省における管理の現状と課題を示す。

貿易産業省における情報の整理・管理方法は基本的に紙媒体で行われ、担当者毎にそれぞれの分野の資料を紙媒体で管理し、各人がフォルダ等で保存するという方法が取られている。そのため、ある情報を必要とした場合、その情報を管理する別の担当者に依頼をし、担当者が発見した後でないとなりに手に入れることができない。貿易産業省における現状と課題を下記に示す。

- ・ 文書の管理方法が属人的である。そのため、担当官が不在にしてしまうと、その担当官が管理する文書等を探し出すために、他の担当官がかなりの時間を費やす場合がある。
- ・ つまり、情報の管理方法が担当官毎に異なるため、必要な情報の保管場所を特定し情報を得るために、かなりの労力を費やしている。また、文書等を管理する場所と、担当官のデスクが離れており、文書の入手に手間がかかっている。
- ・ フィリピン国内の民間企業、研究者等から寄せられる問合せに対し、貿易産業省は主に電話やファックス等を用いて回答を行っている。国内産業振興、通商政策の国内における認知度向上／等の観点から、こうした民間企業に対する情報提供を重視しているものの、これにかかる時間コストが他業務を圧迫する側面もあり、業務の効率化が望まれている。
- ・ 上記の「情報提供の困難さ」に関する問題を解決するためには、情報の効率的な保管方法／等といった点についても解決する必要がある。そのため、本件は既に既述した「情報共有の難しさ」という問題とも大きく関連しており、両者を併せ解決する必要がある。

こうした課題点を踏まえ、貿易産業省における WTO 関連情報の取扱いに関する効率性の向上、つまり「情報共有のし易さ」と「情報提供のし易さ」を可能とするパイロットシステムを、既存の情報フローの仕組みを考慮しつつ、開発することが合意された。

また、パイロットシステムは将来的に貿易産業省によって維持・管理および拡張されるようにする必要がある。そのため、維持・管理の支援についても、パイロットシステムの開発と同時に行うことになった。

## 2.1.2 WTO 関連情報管理の現状

以下では、面談調査から明らかとなった WTO 協定実施に係る WTO 関連情報の貿易産業省における管理の現状と課題を次の観点から示す。

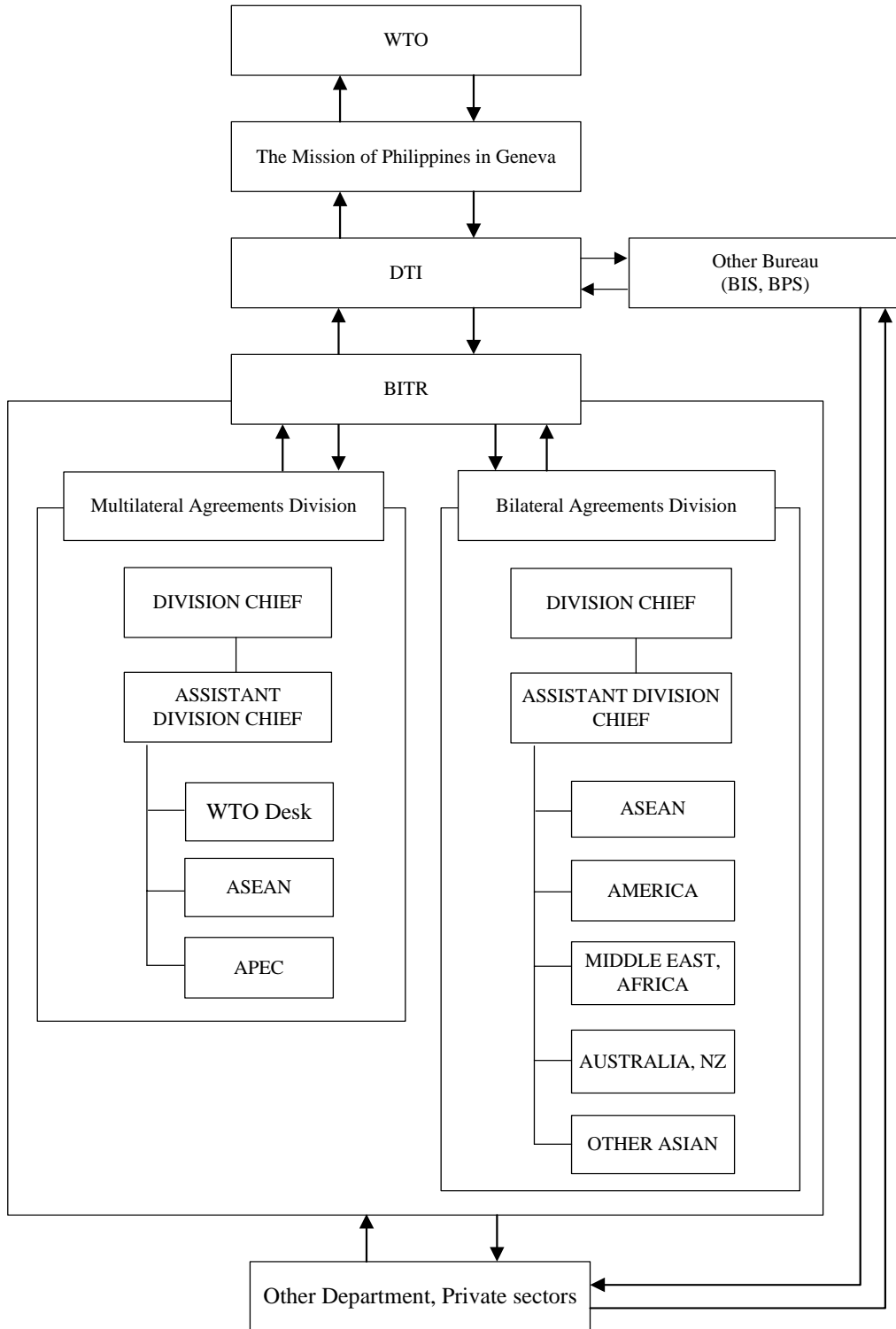
- ・ 現状の WTO 関連情報フロー
- ・ 現状の WTO 関連情報の管理・保存方法
- ・ 現状の WTO 関連情報の種類

### (1) WTO 関連情報フロー

貿易産業省において WTO をはじめとする通商交渉・関係活動及び政府関係省庁間の調整を行っているのは Bureau of International Trade Relations (BITR) である。各種国際会議における交渉の他、在ジュネーヴ・フィリピン政府通商代表部や国内他省庁等の他機関からの要請に基づいた分析レポートの作成等が BITR の主な業務となっている。このような業務実施のために必要な WTO 関連情報を、在ジュネーヴ・フィリピン政府通商代表部や貿易産業省他局、他政府機関、民間企業等から入手するとともに、入手した情報を整理・分析を加えた上で改めてこれらの組織に対して情報還元を行っている。

貿易産業省内で扱われる WTO 関連情報の基本フローを図表 II-2-1-1 に示す。

図表 II-2-1-1 : WTO 関連情報のフロー



WTO 関連情報に限らず、貿易産業省内における情報伝達は基本的には紙文書で行われており、組織を超えて情報の提供を行う場合には、文書の内容のチェックや承認を経て、外部組織に情報伝達が行われることが多い。同じ **Bureau** であっても、**Division** を越えて情報のやり取りを行う場合には、こうした手続が必要な場合もあり、前ページの図表に示すように、組織の階層を順次辿って何段階もの承認を得て情報のやり取りを行うこともある。このため、本システムを導入する場合、こうした既存の情報フローを十分に踏まえ、文書登録の仕組みを構築する必要がある。

## (2) 現状の WTO 関連情報の管理・保存方法

貿易産業省内における情報のやり取りは基本的に紙媒体で行われ、担当者毎にそれぞれの分野の資料を紙媒体で管理し、各人がフォルダ等で保存するという方法が取られている。

しかし、こうした属人的な管理・保存方法を行っている結果、WTO 関連業務を行ううえで幾つかの問題点が指摘された。具体的には以下のとおりである。

- ・ WTO 関連情報は、すべて紙媒体資料の形でファイルされ、管理されている。ファイルは共通の書庫及び個人の机上で保管されている。そのため、個人が担当業務の資料を責任もって管理しているが、他の担当者が管理している資料については、ほとんど把握できない。
- ・ 文書は分野毎にファイリングケースで整理され、各担当者が分野別ファイリングケースに日付順に綴じるといのが一般的な管理・保存方法と思われるが、ファイルの分類リスト等が作成されていない場合が多い。そのため、資料の保管場所を担当者しか把握しておらず、担当者が不在の場合などには、必要な資料が何処にあるのか、誰も知らないという状況が発生する。
- ・ WTO 担当部局である BITR には、貿易産業省内の他局、他省庁、民間企業等からの情報提供依頼が多く寄せられているが、情報提供に必要な資料を誰が保管しているかが不明な場合もあり、その対応に時間が割かれている。
- ・ また、それら情報を提供する場合も、郵送・ファックスを利用することが多く、非常に時間と手間を要している。

### (3) 現状の WTO 関連情報の種類

貿易産業省内の各担当官に対する面談の結果、WTO 関連情報として必要と思われる情報には以下のような種類があることが判明した。但し、既述のとおり、これら情報は一元管理されているものではなく、担当者によって個別に管理されている。その結果、担当者間での同種の情報の共有、保管場所が不明などの問題が生じている。

#### (a) 情報種類

- ・ 法規制
- ・ 通報
- ・ 措置
- ・ 関税
- ・ 議事録
- ・ 分析レポート
- ・ その他

#### (b) 情報作成者

- ・ BITR 担当官
- ・ BITR 内 WTO デスク担当官
- ・ 貿易産業省内の他担当官 (BIS、BPS 等)
- ・ フィリピン政府他政府機関
- ・ フィリピン通商代表部 (ジュネーヴ)
- ・ 民間企業、大学／等

#### (c) 言語種類

- ・ 英語

#### (d) 情報媒体

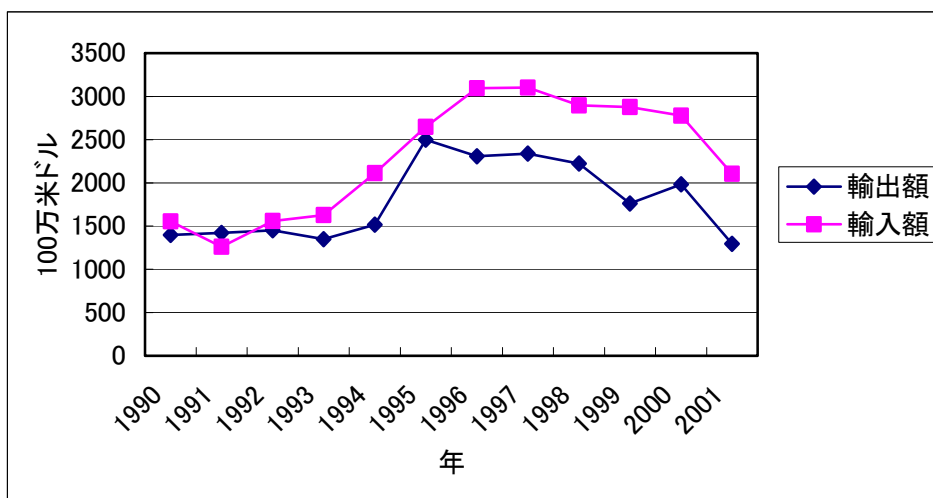
- ・ 紙媒体
- ・ 電子データ

## 2.2 農業／SPS 協定《コンポネント 2》

### 2.2.1 フィリピン経済における農業部門の現状

フィリピンの農業セクターは GDP の約 20%を占め、労働力の約 40%を吸収している。経済成長の面でも雇用の面のみならず、特に農村における貧困削減の面でも重要な役割を果たしている。一般的に農業セクターからの輸出の伸びは図表 II-2-2-1 で示されている通り 1990 年代初頭から輸入を下回っている。WTO 協定に整合することによって、安価な輸入農産物が流入することによって国内の農産物価格が下降し、また米国との砂糖に関する特惠関税のような優遇されている貿易協定の廃止が予想されることから、農民、生産者は政府の WTO 政策に不満を示している。また現在世界中で問題になっている牛海綿状脳症(BSE)、口蹄疫などの伝染病に対する国境での輸入検査等の管理体制に関しても懸念が指摘されている。

図表 II-2-2-1：フィリピンの農業貿易の推移(FOB 価格) 1990-2001



出所: 農業統計局 (Bureau of Agricultural Statistics)

マンゴー、アスパラガスなどでは自由貿易体制下の恩恵を受け、輸出が増大していることを示した調査もある。しかし、農業セクターの国際市場を開拓する能力が不足しており、結果農産物輸出は増加していない。輸出農産物の安全性を確保することが一つの課題としてあげられる。具体的にはオーストラリアが害虫のリスク・アナリシスが不十分であるとの理由でフィリピンからのバナナ、パパイヤの輸入を制限していること<sup>1</sup>、日本がミバエの

<sup>1</sup> フィリピン政府は 2002 年 10 月 18 日にオーストラリア政府にフィリピン産バナナ、パパイヤなどを含む生鮮果物や野菜の輸入を制限していることに対してコンサルテーションを要求し、同月 23 日に文書は回



発見によりパパイヤの輸出を一定期間差し止めたことなどの例がある。

このような困難を経験したことからフィリピンは衛生植物検疫措置、特にリスク・アナリシスに関連するキャパシティ・ビルディングの必要性を強く認識している。輸出農産物に関しては専門家を雇用し、必要な検査機器を投資している民間企業もある。食品開発センターのような政府機関においても国際市場でフィリピン製品に必要な認証を与えるための検査を実施している。民間、政府機関双方ともにリスク・アナリシスの強化が重要な課題であることはよく認識されているが、その研修や必要な設備のための予算は増大していない。SPS 協定は加盟国に科学的根拠に基づき、適切な保護の水準（ALOP）を決定するため具体的にどのようなリスクアセスメントの手順をとり、結果を得ているのかの説明を求めている。リスクアセスメントと ALOP がどのように関連しているのかというメカニズムを具体的に理解するために、ほかの国のメカニズムから学びたいというニーズがある。

輸入される農産物の管理に関しては、関税収入を管理する関税局の権限が外国製品から国内の農産物を保護する役割を果たす農業省、保健省の権限より強い状況がある。そのため、病虫害の混入を防御する関係する機関は技術と検査設備の向上を求めている。農業省は従って、農産物の輸出市場を開拓するためと国内農業を防御する点から SPS 関連の体制強化の必要性を強調している。

## 2.2.2 キャパシティ・ビルディングの現況

1994 年の WTO 加盟は農業セクターに新たな挑戦をもたらした。ウルグアイ・ラウンド農業協定は(a) 市場アクセス、(b)国内支持、(c) 輸出補助金に大きな影響を与えてきた。ウルグアイ・ラウンドが要求する農業市場の自由化についてフィリピン政府が努力してきた内容の概要は図表 II-2-2-2 で示した。

---

覧された。同年 11 月 15 日に両国はコンサルテーションのための会議を開催したが合意に至らず、フィリピン政府は 2003 年 7 月 7 日、正式に紛争解決機関（DSB）にパネルの設置を要求した。

図表 II-2-2-2 : フィリピン政府の WTO 農業協定に関する実施状況の概要

協定内容	フィリピン政府の実施状況	備考
関税以外の追加措置 (Non Tariff Measures, NTM)の禁止	追加措置は実施していない	NTMは輸入ライセンス制、 様々な輸入課税、輸入割当、輸 入禁止措置を含む
現存する輸入割当制度 から関税制度への転換	コメを除き実施済	コメの関税化は10年間猶予さ れている
関税の拘束の現状	最高税率が定められている	現在の関税率より高い水準に 最高税率は定められている
関税削減	実施済	平均30%削減
WTO 協定に矛盾する 生産補助金の削減	該当しない	フィリピン政府は10%未満の 補助金を有すのみ
輸出補助金の削減	該当しない	フィリピン政府には輸出補助 金制度がない

出所：農業省

輸入割当制度に関しては農業協定の付則5条を適用して、コメの関税化を政治的に敏感な主食農産物として関税化を延期している。

フィリピンは農産物と工業製品の平等な市場アクセスを求める農産物輸出国から構成されるケアンズグループの設立時からのメンバーである。ケアンズグループは関税を唯一の保護手段とし、関税削減及び撤廃、市場を歪める国内支持の撤廃、輸出税の削減と禁止、先進国と開発途上国間の特別かつ異なる待遇(S&D)などを要求してきた。しかし、ケアンズグループは単一ではない。フィリピンとケアンズグループ間の農産物貿易の現状を調査した結果、フィリピンがケアンズグループからの輸入が増える一方であることが明確になった。更に、フィリピンは先進国の輸出補助金にも懸念を示しているが先進国を含むケアンズグループの中ではこの懸念は支持されない。国内調査で米国、オーストラリア、ニュージーランド、オランダ、中国からの価格の安い輸入野菜が1995年時の4.2万トンから2000年時には11.5万トンにまで増大したことが報告されており、更に数千トンの野菜が国境管理の甘さから違法に輸入されているのが現状である。

近年フィリピンは農業協定に関する交渉に臨む際に途上国の立場の改善を求めることに注力している。カンクン閣僚会議でフィリピンは(1)国内支持、(2)市場拡大、(3)輸出競争の3つの改革の柱について、国内の食糧安全保障と生計を確保するために重要であるとの立場

から議論してきた。輸出国の国内価格より低い価格設定でフィリピンに輸出される農産物に関しては、アンチダンピングと相殺関税の措置をとることもある。また農業競争力強化基金（Agricultural Competitiveness Enhancement Fund, ACEF）についてはもう一つの防衛手段として議会で予算措置がとられた。この基金は WTO 関連の調整手段と競争力強化のために用いられる。

WTO 交渉を担当している農業省政策分析局の専門職は次官補を含めた僅か 3 名しかいない。従って、交渉の戦略を準備し、交渉文書を作成するために政府は民間企業協会、研究者など外部の専門家に依存している。WTO 農業協定再交渉タスクフォース（WTO Agreement for Agriculture Renegotiation, TFWAAR）は農業省と農業食品生産者協会、商工会議所、産業協会、政党業者協会、フィリピン農民研究所を含む農民支援の NGO など民間の代表者を含む。このタスクフォースは農業省の次官補が議長を務め、定期的に会合が開かれ、コアメンバーは貿易に関する調査や提案作成に従事している。

### 2.2.3 SPS（衛生植物検疫措置の適用に関する）協定の実施状況

多くの開発途上国が WTO 協定の複雑な手続きとメカニズムと法的小よび技術的な解釈に整合するための問題に直面している。SPS 協定は加盟国が国内の植物、動物、人間を汚染された食品や病気の動植物から保護することを認めている。同時に加盟国は協定にハーモナイズし、国内の法規則が透明性のあるものであることが求められている。多くの途上国の場合は近代的な機器や訓練を受けた専門家が不足しているため特に困難である。

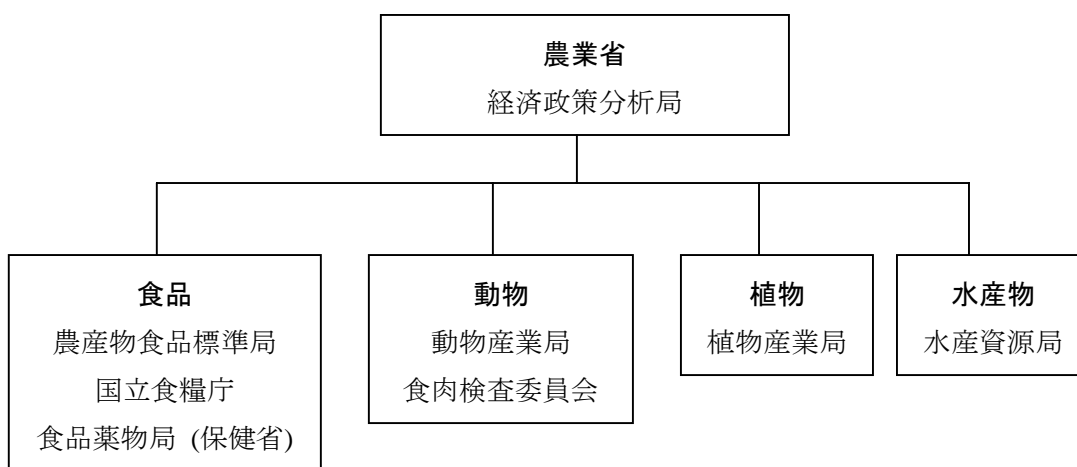
フィリピンの衛生植物検疫措置は様々な法律と組織の下で実施されている。最初の検疫法は 1920 年代に制定され、以後改定されている。現在これらの諸法律制度が SPS 協定にハーモナイズするように一本化する努力が進められている。SPS 措置の体制は 1987 年に修正された Administrative Code に基づき規定されている。農業省は関係局、附属の関係機関を通じて生鮮、準加工品の食品管理と検疫を管轄し、加工食品については保健省（Department of Health, DOH）食品薬品局（Bureau of Food and Drugs, BFAD）が管轄し、人間の健康管理に責任を持つ。

動物産業局（Bureau of Animal Industry, BAI）が動物検疫関連を担当し、食肉検査委員会（National Meat Inspection Commission, NMIC）が動物食品と関連食品の流通を管轄する。植物については植物産業局（Bureau of Plant Industry, BPI）が、水産物については水産資源局（Bureau of Fisheries and Aquatic Resources, BFAR）がそれぞれ管轄している。また食糧庁（National Food Authority, NFA）の下部組織である食品開発センター（Food Development Center, FDC）が輸出相手国の認証機関に準拠する検査を実施している。

国内体制の修正の端緒として 1997 年に農業水産近代法(the Agriculture and Fisheries Modernization Act, AFMA)が制定された際に SPS 措置強化を目的とした農業水産品標準局 (Bureau of Agriculture and Fisheries Product Standards, BAFPS)が設立された。BAFPS はフィリピン農産物の標準化を強化し、SPS 関連部局を総括する役割を担うことを期待されていたが、予算が確保できていない。従って局長を含めて関連部局から出向の形で僅か 7 名が業務に携わっている。

農業省は経済政策分析部内に SPS 照会先および WTO 関連の通告を実施する部署を設立した。この部署が関連部局の専門知識と在外フィリピン大使館に所属する農業担当アタッシェから得た情報を統合し、政策を決定する。経済政策分析部に SPS 照会先を設置したのは BAFPS が予算の確保の問題で十分な機能が果たせないためである。競争力を強化するためには動物、植物、健康の保護及び権益を管轄する諸機関が細分化された問題を克服する必要がある。

図表 II-2-2-3 : フィリピン政府の SPS (衛生植物検疫措置) 関連組織



#### 2.2.4 キャパシティ・ビルディングに対するニーズ

フィリピン政府は 3 つの国際標準設置機構、すなわちコーデックス委員会 (Codex Alimentarius)、国際獣疫事務局 (OIE)、国際植物防疫条約 (IPPC) に積極的に参加している。そのほかに WTO、ASEAN (国際生命科学研究所、植物検疫研修所)、国際畜産研究所などの国際機関やオーストラリア、米国、日本、オランダ、ドイツ、マレーシア、韓国、スウェーデン、タイ、中国といったドナー国から研修機会を提供され、参加している。

農業省の専門職員は理系、経済学部卒で入省し、その後、国内および海外で修士号、博士号を取得するために米国や日本などのドナーから奨学金を得ている。米国は農業貿易開発援助法(PL480)の下で様々な技術援助を実施しているが、教育・研修プログラムも重要な一部をなす。農業省はこの基金とフルブライト奨学金制度を利用し、スタッフを米国へ留学させている。また PL480 では農業分野、アグリビジネス、貿易に関する研修を提供している。

このような研修の受益者は主に諸機関の本部職員に限定されている。地方の検疫に関する業務に従事しているスタッフは農業省の予算不足からほとんどキャパシティ強化のための研修機会がない。従って農業省は地方の検疫官に対するキャパシティ・ビルディングを強く希望している。

## 2.3 サービスの貿易に関する一般協定（GATS）《コンポネント 3》

### 2.3.1 フィリピン経済におけるサービス・セクター

フィリピン経済は 2003 年、実質 GNP5.5%、実質 GDP4.5%の成長を記録した。これは、サービス分野の 5.9%という成長率によるものであり、運輸、通信、金融、商業（卸売・小売）等のサービス各分野が牽引したものである。農林水産業は 3.9%、鉱工業および建設・公共事業は 3.0%と、サービスに比してやや緩やかな成長となっている。サービス分野の 2004 年の成長率見通しは 5.5-6.3%であり、引き続きフィリピン経済を牽引することが予想されている。

2000 年から 2003 年の間、サービス分野は雇用創出の最も強力な源泉となってきた（図表 II-2-3-1）。サービス分野は 2003 年の雇用の 48%を占めており、農業（37%）、産業（15%）が続いている。2004 年のサービス分野のシェアは 48.7%まで増加することが目標とされている。

図表 II-2-3-1：フィリピンにおけるセクター別雇用者数

	雇用者数('000)				雇用者伸び率 (%)			
	2000	2001	2002	2003	2000	2001	2002	2003
全産業	27,453	29,155	30,063	30,627	-1.10	6.20	3.10	0.02
農業	10,181	10,850	11,122	11,203	-5.50	6.60	2.50	0.70
鉱工業	4,454	4,713	4,695	4,838	-1.30	5.80	-0.40	3.10
サービス	12,811	13,593	14,246	14,586	2.90	6.10	4.80	2.40

出所： Institute for Labor Studies- DOLE/ National Statistics Office/ National Economic and Development Authority

フィリピンは長期にわたり競争力あるフィリピン人労働者の輸出国として認知されてきた。また、フィリピンは、海外フィリピン人労働者（overseas Filipino workers: OFW）からの外貨送金から重要な利益を得ている。図表 II-2-3-2 のとおり、海外労働者からの利益は 2000 年の 60.5 億米ドルから 2003 年には 69.1 億米ドルに増加した。2004 年には 78 億米ドルに達するものと予測されている。OFW 送金の GNP 比は 2000 年の 7.6%から 2002 年の 8.6%へに拡大している。

図表 II-2-3-2 : 海外就労者の貢献 (1998-2000 年)

	海外からの送金額(10 億米ドル)	海外からの送金の GDP 比(%)
2000 年	6.05	7.6
2001 年	6.03	8.0
2002 年	7.19	8.6
2003 年	6.91*	

注：2003 年 11 月時点

出所：Bangko Sentral ng Pilipinas (BSP), National Statistical Coordination board (NSCB)

既述の統計データによっても、サービス分野のフィリピン経済における重要性は明らかであり、フィリピン政府部内においても認識されている。サービス貿易自由化政策の追求および WTO/GATS 交渉への継続的な参加を通じ、様々なサービスの各分野の経済への貢献と国際競争力を更に強化していく必要がある。

### 2.3.2 キャパシティ・ビルディングのニーズ

フィリピン政府は現在、GATS の下、WTO が現在採用しているサービス分類 12 分野中の 4 分野（金融、電気通信、観光及び運輸）を約束している。現在行われているサービス貿易自由化交渉においては、他の WTO 加盟国はフィリピンに対して現在の約束を拡大することを要求しており、リクエスト・アンド・オファー交渉の過程において、フィリピン政府が技術的・政治的な課題に継続的かつ意欲的の取組むべきことが明らかになっている。

以上の背景を踏まえ、サービス交渉の進捗に応じ適切に対応するためには、キャパシティを向上させることが必要となっている。こうしたなか、フィリピン政府は次のニーズ<sup>2</sup>を認識している。

- 1) サービス関連省庁の GATS に対する一般的な知識の強化、とりわけ協定の複雑性と柔軟性に対する理解の促進
- 2) 特定のサービス分野の関連省庁および自由化に影響を受ける民間企業等の能力強（運輸、観光、エネルギー・環境、自由職業等）
- 3) フィリピン政府に対し自由化分野を決定し競争力強化に向けた政策策定に際して参考に供することを目的とした主要他国の運輸・観光分野の市場および政策の比較調査研究

<sup>2</sup> ニーズは NEDA 及び関係省庁と TA チームとの協議によって確認された。

上記 1)に関しては、国家経済開発庁（National Economic Development Authority : NEDA）はサービス交渉とりまとめ省庁として、他のサービス関連省庁の GATS に対する理解が向上することの必要性を認識している。とりわけ、NEDA は GATS の包括性や複雑性は継続的な取組みの対象とされるべきであると認識しており、国際的なサービス貿易のルールである GATS は常に前進する性質を有しているという側面に対する理解を進めることが重要であると強調している。

上記 2)の特定サービス分野に関しては、運輸通信省（Department of Transportation and Communication : DOTC）および観光省（Department of Tourism : DOT）は、特に GATS 交渉の技術的側面及び GATS 交渉と産業政策の関連に関する理解向上に対するニーズを表明した。主たる関心事項は次のとおりである。

- a) 競争力強化のための GATS の活用方法
- b) 海外労働者の競争力強化（GATS の「モード 4」）
- c) 主要 WTO 加盟国の現在の約束状況と立場
- d) 日本及び他の WTO 加盟国の市場自由化の経験

上記 3)に関しては、市場の現況、競争促進及び産業政策とサービス貿易自由化の関係についての比較調査研究が求められた。運輸分野については、DOTC より米国、欧州、タイ及び日本の海運・空運分野に関して、観光分野については、DOT より他の ASEAN 諸国との比較への関心が示された。

### 2.3.3 GATS 実施に関する現状

フィリピンにおける WTO/GATS のサービス貿易自由化への対応にあたっての調整は、「サービス貿易に関する省庁間調整委員会（the Inter-Agency Committee on Trade in Services : IAC-TS）」が主要な役割を果たしている。また、ASEAN、APEC 及び新規に締結されようとしている二国間自由貿易協定の下でのサービス貿易自由化に関する議論も IAC-TS において検討がなされている。IAC-TS は、ジュネーブやその他の場所におけるサービス貿易関連の交渉に対するフィリピンの交渉ポジションの戦略を立案する場である。議長及び事務局は NEDA が務めており、図表 II-2-3-3 に示すとおり、23 の政府省庁部局がそれぞれのサービス分野の所轄として IAC-TS の構成メンバーとなっている。



図表 II-2-3-3 : サービス貿易に関する省庁間調整委員会 (IAC-TS)

セクター (W120 分類に準じる)	責任省庁
1. 実務サービス	
自由職業サービス	Professional Regulatory Commission
その他のサービス/ 鉱業に付帯するサービス	Mines and Geosciences Bureau (MGB) *Bureau under DENR
2. 通信サービス	
電気通信サービス	Department of Transportation and Communication (DOTC)
	National Telecommunications Commission (NTC) *Attached to DOTC
オーディオビジュアルサービス	National Commission for Culture and Arts (NCCA) *Attached to DOT
3. 建設及びエンジニアリングサービス	
	Construction Industry Authority of the Philippines (CIAP) *Attached to DTI
4. 流通サービス	
	Department of Trade and Industry (DTI) Bureau of International Trade Relations (BITR) *Bureau under DTI Board of Investments (BOI)
5. 教育サービス	
	Commission on Higher Education (CHED) Technical Education and Skills Development Authority (TESDA)
6. 環境サービス	
	Department of Environment and Natural Resources (DENR) Environmental Management Bureau (EMB) *Bureau under DENR
7. 金融サービス	
保険及び保険関連サービス	Insurance Commission *Attached to the Department of Finance (DOF)
銀行及びその他の金融サービス	Securities and Exchange Commission (SEC) Bangko Sentral ng Pilipinas (BSP)
8. 観光・旅行関連サービス	
	Department of Tourism (DOT)
9. 娯楽・文化・スポーツサービス	
	National Commission for Culture and Arts (NCCA) *Attached to DOT
10. 運輸サービス	

海上運送サービス	Department of Transportation and Communication (DOTC) Maritime Industry Authority (MARINA) *Attached to DOTC
航空運送サービス	Air Transportation Office (ATO) *Attached to DOTC Civil Aeronautics Board (CAB) *Attached to DOTC
エネルギー・サービス	Department of Energy (DOE)
モード 4/自然人の移動	Department of Labor and Employment (DOLE) Philippine Overseas Employment Administration *Attached to DOLE

出所： NEDA “MANDATES OF THE INTER-AGENCY COMMITTEE ON TRADE IN SERVICES (IAC-TS) MEMBERS”

IAC-TS は、GATS 交渉の戦略立案に向けた検討の場であるとともに、情報の共有能力向上の中心的な場としての機能を果たしている。交渉戦略立案の場であるため、NEDA は次の目的のために会合を招集している。①交渉会合の前に関係サービス分野の所轄省庁と的確な協議を行う必要がある場合。②GATS 交渉の進捗に応じ、最新の情報の共有が必要となる場合。③IAC-TS メンバーから問題提起がある場合。また、国際機関等との協力により開催するセミナーやワークショップについては IAC-TS のメンバーに周知が図られ、出席を求められる。

## 2.4 SG/AD 協定 《コンポネント 4》

### 2.4.1 SG/AD 協定実施に係る現状

#### (1) 貿易救済措置関連立法

フィリピンのアンチ・ダンピング及びセーフガード関連法規は、以下のような既存法・規則を基礎としている。

- フィリピン関税法第一巻第二篇第二部第 301 条（アンチ・ダンピング）
- 共和国法第 843 条号（アンチ・ダンピング法、上記第 301 条を 1994 年に改正）
- 共和国法第 8752 号（アンチ・ダンピング法、上記第 301 条を 1999 年に再改正）
- 共和国法第 8752 号に基づくアンチ・ダンピング課税適用に係る実施ルール・規則（共同行政命令 2000 年第 1 号）
- 共和国法第 8800 号（セーフガード措置法、2000 年 7 月議会通過）
- 共和国法第 8800 号実施ルール・規則

共和国法第 7842 号は財務長官と貿易産業長官をアンチ・ダンピング措置の主要な政府連絡先として指名している。本法においては、財務長官を議長とする 3 名のメンバーによるアンチ・ダンピング特別委員会が創設されたことが重要である。同委員会は、財務長官に加えて貿易産業長官、及び農務長官（農産品担当）もしくは労働長官（産業製品担当）によって構成される。同委員会は第 301 条違反が実際に発生しているかどうかを決定する権限が与えられている。

共和国法第 8752 号は第 301 条を再改正しているが、その趣旨としては 1994 年 GATT 第 6 条および 1994 年 GATT 第 6 条実施協定（WTO アンチ・ダンピング協定）に規定された WTO 規則とフィリピン・アンチ・ダンピング諸規定との整合化を図っている<sup>3</sup>。また共和国法第 8752 号制定は同時に、不公正なダンピング輸入をより効果的に取り締まるためにより簡素かつより実務的な法規へとアンチ・ダンピング規定を改善することも目的としていた。さらに共和国法第 8752 号は、製品の代替性、価格の差異、重大な損害もしくはその恐れ、そして因果関係等といったアンチ・ダンピング措置の実施に必要な要件を明示している。また財務省の役割が減ぜられる一方で関税委員会の役割が強められている点も注目される。なお調査段階における政府措置には厳格な時間制限が課されるとともに、共和国法第 7843 号の条項のうちいくつかは廃止されている（例えばアンチ・ダンピング特別委員会に係る規定な

---

<sup>3</sup> 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定第十四条第四節参照

ど)。

## (2) 関連機関

フィリピンの貿易救済措置手続には主要な政府機関がいくつか存在する。これは WTO 協定の規定に則ったものである<sup>4</sup>。すなわち大統領府、農務省、貿易産業省、関税委員会、(限定的にはあるが) 議会、財務省、そして関税局である。

大統領府：政府の行政権は大統領に付託されている。このため大統領は行政官庁、行政局、行政事務所をすべて管轄するとともに、法律すべてが忠実に実施されることを確保しなければならない。さらに大統領は、任命委員会の同意に基づいて行政官庁の長を任命する。セーフガード事件の調査開始を要請する権限を除いて、貿易救済措置に関して大統領府は特段、直接的な役割を担っていない。しかし、関税率と輸出割当を決定する代表権限を大統領に授権している憲法第 28.2 条第 6 項の規定は、貿易救済措置の発動に関する大統領の重要性を不可避のものとしている。

議会：議会は立法権を付託されており、上院と下院によって構成される。貿易救済措置に関しては、貿易救済措置関連法を立法したことを除くと、農務長官ないしは貿易産業長官に対して下院/上院農業委員会ないしは下院/上院貿易商務委員会の意見に基づいて、セーフガード調査手続の発動を求める権限を有するに過ぎない<sup>5</sup>。

農業省：農業省は、全農業分野の利益を保持することが本質的には農務省の目的である<sup>6</sup>。フィリピン貿易救済法によれば、農務長官は農産品にかかる貿易救済措置を発動する。なおフィリピン関税法典によれば、農産品とは商品の名称及び分類についての統一システムの第 1 章から第 24 章に定義されている産品とされる<sup>7</sup>。但し農業省貿易救済事務局は、貿易救済事件の予備調査を直接担当する。

貿易産業省：貿易産業省は、その歴史、性質、およびその職員の過去の経験などの理由により、国際貿易関連問題に係る主要官庁とみなされている。貿易産業省の判断及び勧告は貿易関連問題に大きな影響を及ぼすと同時に、同省は関税及び関税関連問題委員会において主要機関のひとつとなっている<sup>8</sup>。貿易産業長官は非農産品に対する貿易救済措置を管轄している。とりわけ貿易産業省の輸入サービス局 (DTI-BIS) がこれらの貿易

<sup>4</sup> WTO セーフガード協定第 3 条参照

<sup>5</sup> 8800 共和国法第 8800 号第 6 条

<sup>6</sup> Philippine Peasant Institute, When Tariffs Rule, 1998, p. 35

<sup>7</sup> 共和国法第 8800 号第 4.a

<sup>8</sup> 前掲 Philippine Peasants Institute, pp. 35-36

救済事例の予備調査を直接担当している。同時に貿易産業長官は、農業長官と同様に、アンチ・ダンピング及びセーフガード措置を発動する権限を有する。

関税委員会：関税委員会は国家経済開発庁（NEDA）の下部組織である。関税委員会は大統領府、議会、NEDA、Bangko Sentral ng Pilipinas、財務省及びその他の政策決定機関等の様々な政府機関に対して、経済データ及び技術的な支援を行う<sup>9</sup>。関税委員会はヒアリング調査を行い、第 401 条及び第 402 条手続に係る諸勧告を行う<sup>10</sup>。この関税委員会による勧告は NEDA 及び TRM、さらに最終的に審議によっては大統領にまで提出される。貿易救済措置に関して、関税委員会は正式調査を実施し、シロもしくはクロ判定を行う。また関税委員会がクロ決定を行った際には実施措置の特定に関する勧告も行う。関税委員会の長は、大統領によって任命される議長と二人の委員長によって構成される。

財務省及び関税局：財務省及び関税局は主として農業省ないしは貿易産業省によって決定された貿易救済措置の実施を担当する。それゆえ暫定措置に関しては、農業長官ないしは貿易産業長官は直ちに、財務長官経由で、暫定アンチ・ダンピング措置ないしは暫定セーフガード措置の実施を認める書面による命令を関税委員長に対して交付する。

### (3) フィリピンにおけるセーフガード及びアンチ・ダンピングの歴史

#### 1) アンチ・ダンピング措置

フィリピンにおけるアンチ・ダンピング措置は上述の三つの法規により規定されている。すなわち 1) フィリピン関税法第一卷第二篇第二部第 301 条（16 件 1989-1994 年）、2) 共和国法第 7843 号（21 件 1996-1999 年）、3) 共和国法第 8752 号（5 件 1989 年－1994 年）である。これら 43 件のうち、12 件において実際にアンチ・ダンピング措置が実施されたものの、残りの 21 件に関してはアンチ・ダンピングの申立が退けられた、または和解に至っている。上記法規に基づいて DTI-BIS に対して申立が行われた事例は以下のとおりである。

---

<sup>9</sup> 関税法第 505 条及び第 506 条

<sup>10</sup> 第 401 条 (“Flexible Clause”) and 第 402 条 (“Promotion of Foreign Trade”)を参照。

図表 II-2-4-1 : フィリピン関税法第一巻第二篇第二部第 301 条に基づく AD 紛争事例  
(1989-1994)

フィリピン関税法第一巻第二篇第二部第 301 条/ 共和国法第 7843 号施行前				
	製品	輸出国	申立年	結果
1.	安全マッチ	インドネシア	1989	AD 税賦課
2.	鈍コート製本用紙	シンガポール	1990	和解
3.	PVC 樹脂	韓国	1990	和解
4.	亜鉛可鍛器具及び亜鉛コート器具	中国	1993	AD 税賦課
5.	磁気クロム耐火性レンガ	タイ	1993	AD 税賦課
6.	新聞	フィンランド	1993	AD 税賦課
7.	PVC 樹脂	韓国	1993	AD 税賦課
8.	アルミニウム箔	韓国	1994	申立撤回
9.	接着用紙	マレーシア	1994	却下 (証拠不十分)
10.	PVC 樹脂	インドネシア	1994	棄却 (技術上の証拠不十分)
11.	テリー織タオル	香港/中国	1994	AD 税賦課
12.	炭化カルシウム	PROC	1994	棄却 (損害なし)
13.	カーボン・ブラック	台湾	1994	棄却
14.	グルタミンソーダ	インドネシア/ 台湾	1994	棄却 (損害なし)
15.	PVC フロアー・カバー	タイ	1995	棄却 (損害なし)
16.	蛍光バラスト	中国	1995	棄却 (証拠不十分)

出所: DTI-BIS

図表 II-2-4-2 : 共和国法第 7843 号に基づく AD 紛争事例 (1996-1999)

共和国法第 7843 号				
	製品	輸出国	申立年	結果
1.	模様ガラス	タイ	1996	調査未開始 (証拠不十分)
2.	耐火性レンガ	ドイツ	1996	AD 税賦課
3.	ケイ素マンガン	PROC	1997	調査未開始 (利益の欠如)
4.	ソディウム・トリフォフェイト	PROC	1997	AD 税賦課
5.	ブリキ	韓国	1997	棄却 (利益の欠如)
6.	高級鉄鋼線材 (Prime steel wire rods)	ロシア	1997	棄却 (証拠不十分)
7.	フロート板ガラス	タイ	1998	調査未開始 (証拠不十分)
8.	冷延コイル/薄板	CIS/ウクライナ	1998	棄却 (利益の欠如)
9.	冷延鉄鋼コイル/薄板	ロシア	1998	AD 税賦課保留 (被申立国の製造中止のため)
10.	冷延鉄鋼コイル/薄板 (第一回ケース)	台湾	1998	棄却 (重大な損害の欠如)
11.	熱延コイル/薄板	ロシア	1998	棄却 (重大な損害の欠如)
12.	熱延コイル/薄板	CIS/ウクライナ	1999	棄却 (輸入量がごく少量のため)
13.	鉄鋼片	ウクライナ	1999	調査未開始 (輸入量がごく少量のため)
14.	鉄鋼片	ロシア	1999	AD 税賦課保留 (被申立国の製造中止のため)
15.	ポリプロピレン樹脂	韓国	1999	AD 税賦課但し実質的には解除
16.	フロート板ガラス	マレーシア	1999	AD 税賦課
17.	フロート板ガラス	インドネシア	1999	AD 税賦課
18.	色付フロート板ガラス	インドネシア	1999	棄却 (重大な損害の欠如)
19.	冷延コイル/薄板 (第二事件)	台湾	1999	棄却 (重大な損害の欠如)
20.	冷延コイル/薄板	マレーシア	1999	AD 税賦課保留 (被申立国の製造中止のため)
21.	PVC フロアーカバー	タイ	2000	AD 税賦課但し実質的には解除

出所 : DTI-BIS および関税委員会

図表 II-2-4-3 : 共和国法第 8752 号に基づく AD 事例 (1999 -)

共和国法第 8752 号				
	製品	輸出国	申立年	結果
1.	セメント	台湾	2000	申立取り下げ
2.	透明模様ガラス	中国	2000	棄却
3.	透明模様ガラス	韓国	2000	調査未開始 (利益の欠如)
4.	波型中間財 (水性)	タイ	2002	棄却
5.	硫酸 (技術グレード)	日本	2003	審理中

出所 : DTI-BIS および関税委員会

## 2) セーフガード措置

セーフガード事件はすべて貿易産業省により申立が行われている。例外は農業省により申立てられたトマト・ペーストのみである。なお農業省は 2000 年 8 月に特別セーフガードを担当するチームを新設している。過去の事件をみると一般セーフガードが 7 件、特別セーフガードが 2 件となっている。これらはすべて 2001 年以降に申立が行われている。これら 9 件のうち、SG 税が課せられた事例が 4 件、2 件が棄却、3 件が現在審査中となっている。以下のリストは BIS-DTI 及び TRO-DA によって過去申立が行われた事例である。

図表 II-2-4-4 : SG 事件 (一般 SG 及び特別)

A.一般セーフガード			
	製品	申立年	結果
1.	鉄鋼片	2001	調査未開始 (書類不備)
2.	セメント	2001	控訴審判決に基づき SG 税賦課
3.	セメント・タイル	2001	SG 税賦課
4.	トマト・ペースト	2001	棄却 (因果関係の欠如)
5.	模様ガラス	2003	審査中
6.	ガラス鏡	2003	審査中
7.	フロートガラス	2003	審査中

出所 : DTI-BIS 及び DA-TRO

B.特別セーフガード			
	製品	申立年	結果
1.	たまねぎ	2002	特別セーフガード税賦課
2.	鶏肉	2002	特別セーフガード税賦課

出所 : DA-TRO



関税委員会がはじめて調査を行った事件がセメント輸入に対する一般セーフガード税賦課の申立であった。本件は以前に棄却されたアンチ・ダンピング申立から派生したという色彩が強かった。正式調査段階まで至った第一号事件として、本件は社会的に大きな注目を受け、マスコミも大きく取り上げた。

#### 図表 II-2-4-5 : セメント事件に係る裁判所判断の概要

2001年1月、フィリピン・セメント製造者協会（フィルセムコ）は国内セメント産業界を代表して、灰色ポルトランド・セメントの輸入に対して、共和国法第 8800 号（セーフガード法）に基づいてセーフガード措置を発動することを、貿易産業省に対して申立てた。

2001年5月28日付けの調査報告書において、DTI 長官は国内産業に重大な損害を引き起こすセメント輸入量の増加があったかを判断する暫定調査を行うに足る一見明白な証拠（*prima facie evidence*）があると判断した。一方、セメント輸入業者は同暫定調査の差し止めを求める申立を地方裁判所に起こした。この申立は一旦、認められたものの、後に控訴審において同判決は棄却された。

2001年11月7日、DTI 長官はセメント製品へのセーフガード措置の発動に関する暫定報告書を発行し、セメント輸入の増加によって国内産業に重大な損害が発生しているとの判断を示した。

セメント輸入に対して最終セーフガード措置の発動を認める判断をする正式調査の要請を DTI 長官から受け、関税委員会は 2002年1月28日－31日にかけて公聴会を開催した後、暫定会議を開いた。利害関係者すべてがそれぞれの立場にかかる意見を提出後、2002年3月13日関税委員会は報告書を発表した。同報告書は灰色ポルトランド・セメントの輸入に対して一般セーフガード措置の発動を行わないとの勧告を行った。

2002年4月5日、DTI 長官は、関税委員会の決定に同意しないがその事実には拘束されないとの見解を示しつつ、関税委員会の勧告に基づいた決定を発表した。

フィルセムコは、DTI 長官の決定を批判し控訴裁判所に対して申立を行った。フィルセムコは DTI 長官は共和国法第 8800 号に基づいて関税委員会の決定を再審査するとともに（恐らくは覆す）権限が認められていると主張した。

2003年6月5日、控訴裁判所は判決を下し、関税委員会の決定はその判断の妥当性を想定されるものの、必ずしも事件の最終決定となるものではなく単に勧告であるに過ぎないと判断を下した。それゆえ DTI 長官は、関税委員会の報告を（その報告書の判断がセーフガード措置の発動を認めるか認めないに関わらずに）認めないしは取り消す権限を有する。控訴裁判所の判断は共和国法第 8800 号及びその施行規則の条文解釈に基づいている。

2003年6月25日、控訴裁判所の判断を受け、DTI 長官は輸入ポルトランド・セメントに対して最終セーフガード措置を賦課する決定を下した。

### 3) フィリピンに対して発動された AD/SG 事例

フィリピン企業に対して発動された AD 事件については、フィリピン政府による正式な記録がないため、正確なデータを入手するのは非常に難しい。それゆえ以下 6 つのケースは部分的なものではあるものの、フィリピンに対して発動された AD 手続の鳥瞰図として利用することは可能であると思われる。以下の 6 つの AD ケースのうち 5 件は先進国によって発動されたものである。フィリピンが対象に含まれるセーフガード事件についてはデータを得ることができなかった。

図表 II-2-4-6 : フィリピンに対して申立がなされた AD 事件

フィリピンに対して申し立てられた AD 事件				
	製品	申立が行われた国	申立年	結果
1.	ステンレス鋼バット溶接パイプ機器	米国	1999	2001 年に AD 税賦課 (現在も継続)
2.	3.5 インチ・マイクロ・磁気ディスク	EC	1995	1996 年に棄却 (証拠不十分)
3.	ガス充填式使い捨て燧石ライター	EC	1994	1997 年から 2002 年まで AD 税賦課
4.	ポルトランド・セメント及び硬質レンガ	台湾	1998	2001 年に AD 税賦課
5.	3-12 ミリ透明フロートガラス	オーストラリア	1992 (imposed)	2002 年に廃止されるまで AD 税の見直し及び減額
6.	自動車用詰換用酸化鉛バッテリー	オーストラリア	1991 (imposed)	AD 税賦課

### 4) 政府・民間の意見

フィリピンの SG/AD 実施状況について、ビジネスおよび民間セクターに幅広くインタビューを行った。インタビューは化学業界、自動車業界、鉄鋼業界、製糖業界、そしてプラスチック業界、さらにはフィリピンの主要な産業団体二つに対して行った。

貿易救済措置を所轄するフィリピン政府に対するコメントとして最も多く挙げられたのは、政府から提出が求められる資料を準備するための負担が大きいとの意見である。情報収集、とりわけ AD ケースにおける情報収集 (輸入される同種の製品の「正常価額」に関するデータ収集) が困難を極めるとのコメントが、AD 措置の発動を過去に申立てた経験のある人々から寄せられた。実際に政府から提出を求められた数量及びデータは実際には入手できないものが多い。民間セクター関係者から寄せられた上記のコメントは、担当政府機関がデータ入手の困難を緩和するように民間セクターに対して意図的に支援を提供してこ

なかったことに起因すると思われる。

その他、貿易救済措置を発動する政治的意思の欠如を感じているとのコメントもあった。この点に関しては、共和国法第 8752 号や同 8800 号といったフィリピン貿易救済法には、自由貿易主義の促進に偏重した規定が見られ、それゆえ貿易救済措置の発動の要件が不当に高く設定されているとのコメントが見られた。また別のコメントとしては、フィリピンには貿易救済措置ケースの雛形となるような指針や基準となるような具体的な先例が明らかに欠如しているとの意見も挙げられた。しかし第三者としてこれらのコメントを概観すると、これらのコメントは、貿易救済措置のユーザーが感じている共通の問題、すなわち貿易救済措置法が高度に複雑であるという問題、さらにはその手続が人的かつ時間的に非常に高いコストを要する手続であるという問題に起因している。さらに、司法制度と貿易救済措置手続の関係もユーザーの目には不透明なものとして写っている。

TA チームによる調査が実施される直前に、フィリピンのアンチ・ダンピング及びセーフガード法に関する重要な会合がもたれた。2003 年 3 月 21 日、フィリピン産業連合により開催されたアンチ・ダンピング・フォーラムである。同会合には製紙業界、化学業界、ガラス業界、セメント業界、パイプ業界、ワイヤー業界、製靴業界、タオル業界の代表、さらに DTI からの代表が参加した。同会合において指摘された主要論点は以下のとおりであった。

- 共和国法第 8752 号は、国内産業の損害に関して、とりわけ特定の生産者/輸出業者およびそのブランドを重視している。
- 当該ダンピングが損害による損害が発生していることを示す立証責任は申立国内産業に課されている。
- アンチ・ダンピングおよびセーフガード事件を申立てる手続、さらには関連データの収集は、非常に困難である。
- 全般的に政府機関には非協力的な態度が見られがちである。

その他、共和国法第 8752 号に基づくアンチ・ダンピング措置の発動を申立てた経験のある石油化学産業からはその経験として、以下のようなコメントが寄せられた。

- 関税委員会には、アンチ・ダンピング措置発動に必要とされる条件すべてが揃った後でさえも、消費者、一般公衆、ないしはその他関係産業の利益を理由としてダンピング税を賦課しないという決定を行う特権が付与されている。この規定は WTO 協定上要求されていないものであり、関税委員会は何が公共の福祉にとって善であるかを決定する位置にもなければ能力も有しない。
- 「申立前の保証金の賦課」はフィリピンの国際協定上要求されておらず、国内産業

に不必要に不利益をもたたらしている。

- ・ 貿易救済措置申立に当たって必要となる時間およびコストが多大である。
- ・ 貿易救済措置申立にあたって必要とされる知識及び経験に関する非協力的な態度が見られる。
- ・ アンチ・ダンピング及びセーフガードの申立により提出が求められる情報の正確性を確認するために必要なデータ入手が困難である。
- ・ アンチ・ダンピング及びセーフガード手続に対して加えられる政治的な圧力が明らかに存在する。
- ・ 国内産業を保護することに加担することが政治的に微妙な問題を引き起こす結果、輸入業者や消費者団体が貿易救済措置の発動を自らにとって不利な措置であると考えている。

なお、政府機関から寄せられた以下のコメントには注意を払う必要がある。すなわち政府機関からは、上述の民間セクターからのコメントに対して、民間セクターによる WTO およびフィリピンそれぞれの貿易救済ルールに関する理解を深める更なる努力が必要との回答がなされている。すなわち民間セクター、とりわけ国内産業界からの不満のほとんどは、多角的貿易制度のなかで広く認められている原則や共和国法第 8752 号及び第 8800 号の原則に違反する形で申立てられているため、適切な根拠を有しないとみなされている。さらに政府機関からは、民間セクターは恐らく貿易救済措置発動の申立に関して法的、経済的かつ会計制度に熟達するための支援が特に必要であろうとの指摘もなされた。最後に、貿易救済制度に対する民間セクターの理解を深め、その期待を適切なものとするようなより効果的な方法が、政府（及び学識経験者）によりあらゆる方法をとってなされ、貿易救済措置に係る政府機関と民間セクターの間でのより大きなシナジー効果を発揮できるようにすべきであるとのコメントがなされた。

## 2.4.2 キャパシティ・ビルディングに対するニーズ

### (1) 一般的な傾向

SG と AD 措置はしばしば互いに混同され、両者とも通常の関税による保護システムの外側で外国輸入製品に対する措置を取り扱うために、時には意識的に混同されることがある。一般的な議論のなかでも、これらの二つの言葉は時折互換的に用いられ、過去には AD 提訴が取り下げられる代わりに SG 措置として再要請される事例も存在した。しかし、この二つの貿易救済措置の間には明確な相違があり、いずれの措置を選ぶかによってその結果に重大な影響が及ぶために、その相違には慎重に留意する必要がある。

したがって、WTO 加盟諸国は各協定に規定された手続きと定義を正確に理解し、これらの措置を適切に実施することのできる能力を獲得することが要求されている。他方、これらの措置の対象とされる傾向のある国についても、自国に対して発動された措置の有効性を検証し、必要に応じて WTO 紛争解決機関に提訴する能力を得ることが求められる。

### (2) フィリピン政府のニーズ

DTI の BIS、農業省 (DA) および関税委員会 (TC) はいずれも AD および SG 措置の担当部局であるが、SG については限られた事例の経験しかないため、同措置の実務的な知識の移転を必要としている。同時に、AD 措置についても、損害認定やダンピングと損害の因果関係の特定、海外におけるダンピング調査の実施方法等、AD 措置に係る特定の論点についての知識移転を必要としている。

上記のように、AD と SG 措置はしばしば混同され、フィリピンにおいては、実際にアンチダンピング提訴が取り下げられる代わりにセーフガード措置として再要請される事例（セメント・ケース）があった。この事例が二つの措置に関する不適切な混同の結果であると、十分な検証なしに結論づけることは早計であるが、フィリピン政府の上記ニーズが、二つの措置に関する手続き面の相違だけでなく、必然的にその本質と論理についての正確な理解を伴うべきであることは明らかであろう。

フィリピン政府のニーズに含まれる今ひとつの側面はパブリック・インタレストの問題である。前節でみた SG/AD 措置に官民の意見の相違は、両者の間に「誰のための貿易救済措置か」という点について認識の相違があることを示している。この調査を見る限り、政府は民間部門に対して SG/AD 措置の適切な目的を必ずしもうまく説得しきれてはいない。したがって、本キャパシティ・ビルディング・プログラムでは、当該政策に関する説

明責任を有する政府機関に対して、バランスのとれたパブリック・インタレストの概念を育成することに留意すべきであると考えられた。

## 2.5 貿易の技術的障害に関する協定（TBT 協定）《コンポネント 5》

### 2.5.1 キャパシティ・ビルディングに対するニーズ

貿易の技術的障害に関する協定（TBT：Technical Barriers to Trade 協定）は、各国が主として製品の標準化や輸入にあたって講じる各種適合性評価手続きが必要以上に貿易の障壁とならないよう規律するものである。同協定は、加盟国が照会所を設立し、他の加盟国や関心団体からの照会に回答することを奨励している。

ウルグアイ・ラウンド交渉が終結し、WTO 協定が発効すると、TBT 協定は他の諸協定と合わせた一括受諾（シングル・アンダーテイキング）の対象となった。TBT 協定はその第 15 条 4 項において、WTO 協定発効後 3 年おきに協定の実施及び運用に関して見直しを行うこととしている。既に 2000 年に 2 回目の 3 年見直しが実施されたが、そこでは途上国に対する技術支援が明示されており、途上国の技術支援のニーズを調査すべきことが謳われている。しかし、大半の途上国においては、自国の標準や基準認証制度が TBT 協定に整合的であるかどうかということは、他国から問題点を指摘されてはじめて検討を開始するなど、みずから進んで制度調整を行うインセンティブが小さい。そのため、協定の理解、協定が要求する実施上の問題（通報義務など）を確保していくにあたり、十分な組織体制の整備が行われていないのが現実である。

TBT 協定を実施するにあたっては、標準の策定及び基準・認証制度の制定にあたる政策立案者、標準化や適合性評価を行う技術者・検査官など、多岐に渡る人材が必要であるが、途上国においては、これらの人材が人数的に不足していること、実際に職務に携わる担当者の技術的水準が十分でないことが課題となっている。特に、基準・認証制度に関しては、非常に多くの関係省庁が存在することから、TBT 協定担当部局が国内に存在している規格、技術基準、認証制度を網羅的に把握していないという実態がある。加えて、ISO や IEC といった国際標準化活動に積極的に参加することは、途上国が経済的な競争力を向上させるための重要な手段のひとつである。特にフィリピンの場合、輸出品目の多くは電機・電子機器のような工業製品であるが、こうした製品は海外市場において様々な技術的障壁にしばしば直面しているのである。

上記のような問題を考慮し、TBT 協定に関する能力向上は、フィリピン政府及び同国の民間セクター両者にとって優先度の高い支援分野の 1 つとなっている。

## 2.5.2 フィリピン政府に対する支援の必要性

フィリピン国政府においては、貿易問題を所管する貿易産業省（DTI）傘下において、標準策定にあたっての責任機関である製品基準局（BPS）が、TBT 協定履行にあたって、TBT 協定の照会所（enquiry point）としての機能強化を実施することを、優先度の高い課題として挙げている。TBT 協定第 10 条に基づき、WTO 加盟国は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続きに関する照会に応じるとともに、関連文書を提供する能力を有する照会所を設置することを規定している。フィリピン国内では BPS が窓口機関となっているものの、TBT 協定に基づく通報を行う際に、関連省庁を統括し、適切な通報を行うための省庁横断的な連絡組織が存在していない。そのため、BPS は本支援プログラムを通じて、関連省庁の TBT 協定に関する理解向上に加え、適切な国内調整組織の創設や、BPS の国内調整能力向上に関する支援についても高い関心を有している。

## 2.5.3 TBT 協定に関するフィリピン政府の活動

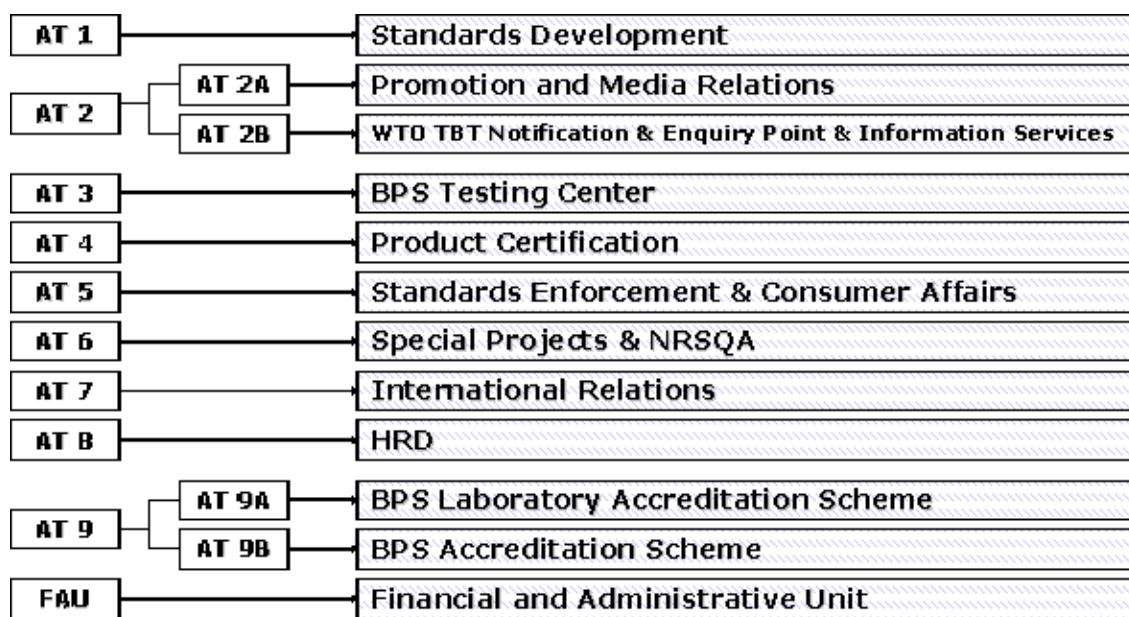
### (1) TBT 協定実施にあたっての BPS の構造と役割

製品基準局（Bureau of Product Standards : BPS）は 1964 年共和国法 4109（フィリピン標準化法）に基づき、貿易産業省（DTI）の下に設置されたフィリピンの国家標準化機関である。BPS は、フィリピン国家標準（PNS）を開発、促進、実施するとともに、フィリピン国内における標準化活動を調整する役割を担っている。

BPS は 9 つのアクション・チーム（及び 4 つの小アクション・チーム）と 1 つのユニットから構成されている。この中で、アクション・チーム（AT）2B が WTO/TBT 協定の通報・照会所及び情報サービスを担当している。



図表 II-2-5-1 : BPS 組織図



出所 : BPS

## (2) TBT 照会所としての BPS の役割

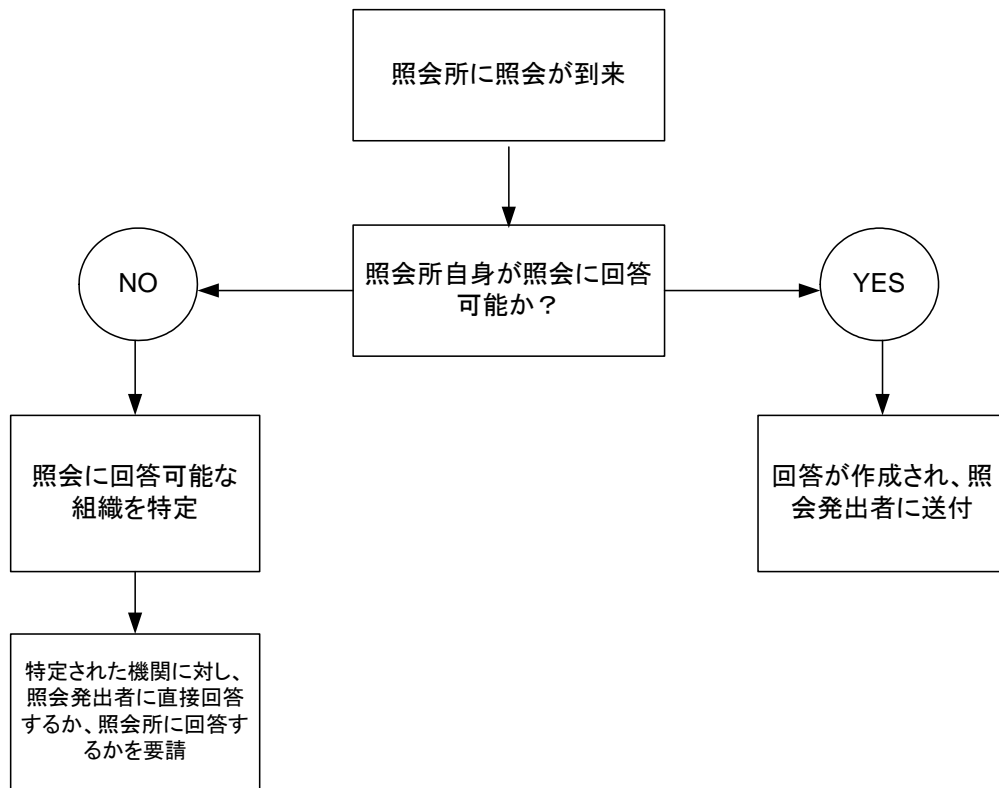
現在 BPS においては TBT 協定の実施を担当するスタッフが 2 名しか存在していない。しかも、上記スタッフは情報サービス（図書館サービス、書籍販売、輸出事業者に対する技術支援、報告書作成及びホームページやデータベースの準備・メンテナンス）など他の活動にも従事している。作業量を考慮すると、TBT 照会所としてのサービスを提供するための効率性には問題があるといえる。

TBT 協定に関連する実施及び調整業務はフィリピンにおける国家標準化機関であり、WTO/TBT 協定の通報主体かつ照会所である BPS によってまかなわれている。しかし人的リソースが十分でないため、調整作業は本来あるべきレベルほど効率的ではない。

フィリピンにおいて、TBT 通報及び付随する文書（到来する文書及び発出する文書）は、輸出事業者、規制機関、業界団体、試験・計測試験所など、様々な利害関係者に対してコメントを求めるべく回付される。これらの通報は Tradeline Philippines の Standards Alert column<sup>11</sup>に格納され、「BPS Current Awareness Bulletin」として出版されるとともに、電子メールにより関連する利害関係者に直接送付される。

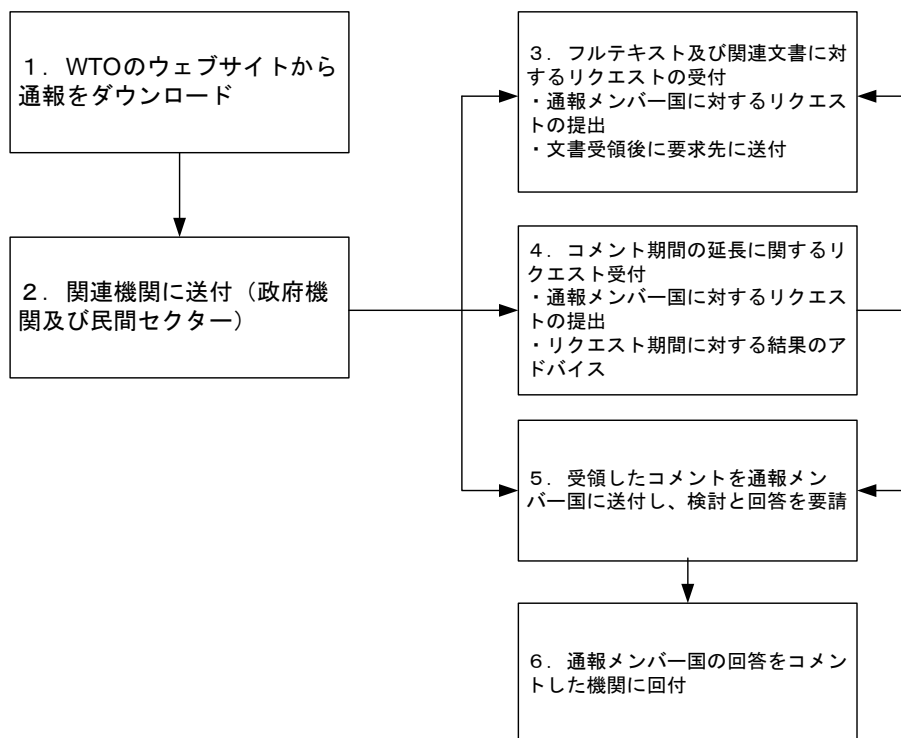
<sup>11</sup> [http://\\_tradelinephil.dti.gov.ph/betp/main](http://_tradelinephil.dti.gov.ph/betp/main)

図表 II-2-5-2 : フィリピンにおける海外からの照会の流れ



出所：2003年8月の第一回ワークショップにおける Campomanes 氏（BPS）のプレゼンテーション資料による。

図表 II-2-5-3 : フィリピンにおける通報に関する情報普及の流れ



出所：2003年8月の第一回ワークショップにおける Campomanes 氏（BPS）のプレゼンテーション資料による。

2003年3月31日時点において、BPSは2,005のフィリピン国家規格（PNS）を開発しており、そのうち61%が国際標準に整合している。

## 2.5.4 国際標準化・適合性評価活動への参加

### (1) ISO/IEC への参加

ISOの参加団体として、BPSは国際標準の開発に参加している。BPSは、フィリピン政府を代表して、ISOの26の技術委員会（TC）に参加メンバー（Pメンバー）として参加しており、またISOの45の技術委員会にオブザーバー参加している。一方、BPSはIECにおいては6つの技術委員会に参加メンバーとして参加しており、また2つの技術委員会にオブザーバー参加している。

図表 II-2-5-4 : フィリピンの ISO 技術委員会への参加状況

**Participant –Member**

<b>TC No.</b>	<b>Title</b>
5	Ferrous, metal pipes & metallic fittings SC 10-Metallic flanges and their joints
6	Paper, board & pulps
11	Boilers & pressure vessels
17	Steel
22	Road vehicles
25	Cast iron and pig iron (SC 1- Malleable cast iron)
34	Food products SC 3 - Fruits & vegetable products SC 4 - Cereals and pulses SC 15 - Coffee
45	Rubber and rubber products SC 2 - Testing and analyses SC 3 - Raw materials (including latex) for use in the rubber industry SC 4 - Products (other than hoses)
51	Pallets for unit load method of materials handling WG 2 - Methods of test for pallets WG 4 - Pallets – Slip sheets WG 6 - Pallets dimensions WG 7 - Quality components, assembly & repair
58	Gas cylinders
59	Building construction (SC 8- adhesive/sealants)
74	Cement & lime
94	Personal safety-protective clothing & equipment
122	Packaging
135/SC 7	Non-destructive testing
138	Plastic pipes fittings & valves for the transport of fluids
146	Air quality
147	Water quality
176	Quality management & quality assurance
181	Safety of toys
183	Copper, lead & zinc ores & concentrates
198	Sterilization of health care products
201	Surface chemical analysis SC 4 - Depth profiling SC 6 - Secondary ion mass spectrometry SC 8 - Glow discharge spectroscopy
207	Environmental management

	SC 2 - environmental auditing and related environmental Investigations
ISO/IEC JTC1/SC 31	Data capture
ISO/IEC JTC1/SC 28	Office equipment

#### Observer –Member

TC No.	Title
1	Screw threads
2	Fasteners
4	Rolling bearings
21	Equipment for fire protection and fire fighting
23	Tractors and machinery for agricultural and forestry
25	Cast iron and pig iron
29	Small tools
31	Tires, rims and valves
33	Refractories
34	Food products SC 5 - Milk and milk products    SC 11 - Animal and vegetable fats and oils SC 8 - Tea                                SC 12 - Sensory analysis SC10 - Animal and feeding stuffs
35	Paints and varnishes
38	Textiles
44	Welding and allied processes
55	Sawn timber and sawlogs
61	Plastics
63	Glass containers
68	Banking, securities and other financial services
86	Refrigeration
89	Wood-based panels
91	Surface active agents
126	Tobacco and tobacco products
136	Furniture
137	Sizing system designation and marking for boots and shoes
155/SC1 &5	Nickel & nickel alloys
156	Corrosion of metals and alloys
159	Ergonomics
162	Doors and windows
163	Thermal insulation
166	Ceramics ware, glassware and glass ceramic ware in contact with food
180	Solar energy
186	Cutlery and table and decorative metal hollow-ware

189	Ceramic tile
191	Animal (mammal) traps
199	Safety of machinery
201	Surface chemical analysis
202	Microbeam analysis
203	Technical energy systems
204	Transport information and control systems
205	Building environment design
206	Fine ceramics
209	Cleanrooms and associated controlled environments
211	Geographic information/genomatics
213	Dimensional & geometrical product specifications and verification
JTC 1	Information technology
ISO/IEC	Documents related to electrical products

図表 II-2-5-5 : フィリピンの IEC 技術委員会への参加状況

**P-Member**

TC No.	Title
20	Electric Cables
23	Electrical accessories
34	Lamps and related equipment
59	Performance of household electrical appliances
61	Safety of household and similar electrical appliances
100	Audio, video and multimedia systems and equipment

**O-Member**

TC No.	Title
2	Rotating machinery
55	Winding wires

(2) その他の国際組織への参加

BPS は以下の国際組織において活発に活動している。

- a) 国際試験所認定協力機構 (International Laboratory Accreditation Cooperation : ILAC)
- b) 国際認定フォーラム (International Accreditation Forum : IAF)
- c) コーデックス委員会 (Codex Alimentarius Commission : CAC)

### (3) 地域標準化・適合性評価活動等への参加

BPS は以下の活動に関して、メンバーとして積極的に関与している。

- a) 太平洋認定協力 (Pacific Accreditation Cooperation : PAC)
- b) 太平洋地域標準会議 (Pacific Area Standards Congress : PASC)
- c) アジア太平洋試験所認定協力 (Asia Pacific Laboratory Accreditation Cooperation : APLAC)
- d) アジア太平洋計量計画 (Asia Pacific Metrology Programme : APMP)
- e) アジア太平洋法定計量フォーラム (Asia Pacific Legal Metrology Forum : APLMF)
- f) アセアン標準・品質協議委員会 (ASEAN Consultative Committee for Standards and Quality : ACCSQ)
- g) アジア太平洋経済協力会議／標準・認証小委員会 (Asia-Pacific Economic Cooperation (APEC) Sub-committee on Standards and Conformance (SCSC))

### (4) MRA 及び MOU

フィリピンは以下の国（団体）と相互承認協定（MRA）あるいは覚書（MOU）を締結している。

- オーストラリア (SAQAS) との監査サービスに関する相互承認
- インドネシア (国家標準庁 : BSN) との製品認証及び承認スキーム
- 日本 (財団法人電気安全環境研究所 : JET) との工場検査及び製品試験の覚書
- 電気・電子機器に関する APEC 相互承認パート 1 (情報交換)
- 玩具安全性に関する APEC 相互承認
- 食品リコールに関する APEC 相互承認
- 品質マネジメントシステムに関する太平洋認定協力 (PAC) 国際相互承認協定
- 品質マネジメントシステムに関する国際認定機関フォーラム (IAF) 国際相互承認協定

#### 2.5.5 キャパシティ・ビルディング活動

BPS はこれまで、現地の利害関係者を参加者とした TBT 協定に関するセミナー（1 日）を「国家標準週間」(National Standards Week) 期間中に開催したことがある。

## 2.6 アクションプラン策定《コンポネント6》

### 2.6.1 本コンポネントのプログラム内容

本プログラム全般に係る目的である「WTO協定の履行及び運用に係る行政体制の強化」、すなわち行政職員の育成・行政機構の整備は、本来、継続的な取組みを通して醸成されるものである。したがって、本支援プログラムも、継続的な取組みを助成もしくはその契機を提供することに力点を置き、支援後においてもフィリピン政府の自助努力によって更なるキャパシティ・ビルディング活動が進められるよう設計される必要がある。

本プログラムの経験を、フィリピン政府の自助努力による活動に結びつけていくためには、本プログラムの内容面における充実に加え、今後の発展性、一連のプログラムに係る設計・運用ノウハウの均てん及びそれらの組織化・制度化に向けた方向性、WTO他協定分野への水平展開等々に係る示唆を提起することが期待される。

個別コンポネントにおける今後のアクションの方向性は、各分野の提言によって提起されることから、本コンポネントでは、これらを踏まえ、より包括的な視座から継続的な活動を実現するためのアクションプランを策定することを目的とする。（なお、アクションプランに関しては、以下支援方針の考え方に基づくものとする。）

なお、アクションプランに関しては、インセプション会合にて合意されたとおり、本プログラムの支援範囲における活動を踏まえ、あくまで方法論として議論されるべきチェック・ポイントあるいは提案という形で提起する。（内容に関しては、後述「IV.1.6 アクションプラン策定」の章にて議論する。）

#### (1) 支援方法

##### 1) 包括的なセミナーの開催

本コンポネントでは、調査の初期段階においてキックオフ、また、最終段階においてラップアップの2回の包括的なセミナーを開催する。前者については、フィリピン政府が有するWTO協定の履行及び権利行使における全般的課題、WTO体制による便益等に関して政府関係者中心に認識の共有化を、また、後者に関しては、各コンポネントによるプログラム実績・提言等に係る情報の共有化をはかることを、主たる開催目的とする。



## 2) キャパシティ・ビルディング活動推進に向けたアクションプランの策定

各コンポーネントプログラムのモニタリングを通じ、継続的なキャパシティ・ビルディング活動に資する設計・運用面での基本的な要素を抽出し、包括的な活動推進を支援するためのアクションプランを策定する。プラン策定にあたっては、優先的に取り組むべき課題、具体的な活動内容等の検討結果を可能な限り盛り込んだものとする。